

上頗佳、過市盡有橋、行少焉、有瀨波川、舟濟之、過猿澤、宿鹽町、(續)波川以北雪猶深矣、愈行愈深、至鹽川、則四尺許、鹽町有米澤、俟陣屋、猿坂、鹽町地方皆米澤假管、凡二萬石、是日行程十一里、夜雪、至曉不暫止、積尺餘、

念日、雪、發驛至大隅、大雪道梗、不有行踪、漫不可行、待人行、久之而遂無一人過者、因雇一夫、至葡萄驛、中間初逢五六人結伴而來者、自是稍々有人行、過驛則山谷險阻、凡三外降至大澤、此間雪最深處凡五六尺、是為葡萄山、土人特稱其險、經中村、田中、出海濱、有二小村、謂之基石、下山漸々雪淺、至此絕無、所降亦雨耳、沿海至大川、宿焉、○次日ヨリ二十、四日マテ開ク。

(參考) 諸文に見はれたる江幡關係殘篇

(一) 五郎の東上日記 (自筆本)

(假題)

(江幡五郎) 東上日記 ○本書ヲ收ムル南部叢書六編ノ解題ニ姑ラク據レバ原本ニ題ナク、堅二寸九分、横五寸八分、十二行書キ、本紙二十三枚、外ニ末紙二三枚アル小帳ト、但シ松陰ノ東北遊日記ハ五郎ノ舅ヲ粟野木工右衛門トシ、ソノ家ヲ石巻トナス、然ルニ本行ノ發足セシ家ヲ牧山ノ油井菜ト記ス、但シ牧山ハソノ河東僅ニ一里ノ距離ナル海門村、今石巻市ニ入ル所ナリ、蓋シ油井某ハ五郎ト惣交ノモノナラン、ナホ五郎ノ傳ハ川田剛撰ノ墓碑銘ノ外、五郎ノ著作數種、殊ニソノ愛國餘話旅ノ苞、及ビ那珂家記録ナトニ參考シテ知ルベシ。

(安政二年) 六月初三。未刻發<sub>ニ</sub>牧山<sub>○雄鹿郡</sub>、油井翁家、路過<sub>ニ</sub>額田李範。々々不在。其門人佐藤文敬。我黑澤尻<sub>○和賀郡</sub>人也。相與歡晤。暮時李範與<sub>ニ</sub>虎岩道健<sub>一</sub>與至。設<sub>レ</sub>酒託<sub>ニ</sub>以下<sub>○桃生郡、(以下)館主伊達安藝召ニ赤松寸雲事、又酒間誠ニ文敬ニ勉勵就<sub>レ</sub>事</sub>賦<sub>ニ</sub>詩<sub>ニ</sub>首<sub>一</sub>以與。而道健亦近赴<sub>ニ</sub>松前<sub>○後チ箱館</sub>人。仍書<sub>ニ</sub>其畫卷<sub>一</sub>曰。瘴雨蠻烟數百程。青囊携向<sub>ニ</sub>此中<sub>一</sub>行。朝廷時事真如<sub>レ</sub>是。今日誰成<sub>ニ</sub>醫國名<sub>一</sub>。夜半就<sub>レ</sub>寢。李範妻本内海文與姪。故親如<sub>ニ</sub>故人<sub>一</sub>。

四日。與<sub>ニ</sub>李範及其妻弟<sub>一</sub>過<sub>ニ</sub>道健<sub>一</sub>。午後又過<sub>ニ</sub>寸雲<sub>一</sub>。傳以<sub>ニ</sub>浦谷侯囑<sub>一</sub>。時大雨。暮時上<sub>ニ</sub>觀水樓<sub>一</sub>。夜會津人某來被<sub>レ</sub>酒。囁々耳語可<sub>レ</sub>厭。樓有<sub>ニ</sub>小娘阿澤<sub>一</sub>。頗敏麗。夜雨聲中一醉就<sub>レ</sub>寢。

五日。雨未<sub>レ</sub>罷。午前全晴。主人乞<sub>レ</sub>書。固辭不<sub>レ</sub>肯。因賦<sub>ニ</sub>一詩<sub>一</sub>曰。石瀨淙々碎<sub>レ</sub>月流。煙籠<sub>ニ</sub>遠樹<sub>一</sub>夜山幽。當時意氣今安在。三年兩上觀水樓。々當<sub>ニ</sub>官道<sub>一</sub>高百尺。欄下長橋人絡繹。白旄紅幟風蕭々。分明可<sub>レ</sub>指何州客。我有<sub>ニ</sub>大恥<sub>一</sub>雪無<sub>レ</sub>因。變<sub>レ</sub>形改<sub>レ</sub>姓走<sub>ニ</sub>風塵<sub>一</sub>。千金不<sub>レ</sub>用結<sub>ニ</sub>壯士<sub>一</sub>。懷中七首出<sub>レ</sub>礪新。是樓時我博浪沙。故託<sub>ニ</sub>聲伎<sub>一</sub>檀<sub>ニ</sub>豪奢<sub>一</sub>。酒影夜搖杯中月。繡簾雨冷起<sub>レ</sub>看<sub>レ</sub>花。今日家國兩無<sub>レ</sub>事。回頭却灑<sub>ニ</sub>千行淚<sub>一</sub>。少女不<sub>レ</sub>知我心改。慙指<sub>ニ</sub>江山<sub>一</sub>猶勸<sub>レ</sub>醉。主人本好事。

良治への手簡寸雲に託す、  
道健妻叔父曰<sub>ニ</sub>國分武治<sub>一</sub>々々々々  
奥<sub>レ</sub>余有<sub>レ</sub>舊<sub>レ</sub>託<sub>レ</sub>妻好語、

ば<sub>レ</sub>さき、つれ、おふみ、おすへ、おはな、およし、おべん、りつ、おせん、女、観水樓中の少

而余嘗與山本文忠及李範上此樓時。文忠被酒脫劍顯狂不可當。比隣盡來省。余不得已縛文忠。從是樓主敬愛余異他。去年亦爲主愛。菊題一聯曰。不競桃李五柳長醉。不屑風霜三閭獨醒。酒間日將沒。乃赴混湯夜間。理右衛門來。

六日。訪越川伊之吉於小泉邸松原。伊之吉近被禁住仙臺及石卷者。是日暑如燬。發觀水樓。歷長町。小野田等驛。渡名取川。歷花町。々賣蕃椒。余亦一憩購之。過館腰祠前。時有肩槍過者。訪知石川駿河藩。問以齋藤數江事。渠怪余或爲擊劍生。或爲歌人。余不敢語。過岩沼驛。有蓬田屋者。一憩買醉午睡。及申時醒過藤葉渡。舟師以余久在石卷。問以亞墨人事。乃出舟渡至荒濱。一里半歷有止往早川弓町。至石間明神。時路上泥濘欲避誤脫腰間書袋於泥中。因過石間明神買真火酒。店翁頗解事語以故事。是僧能因自岩沼來所住。此之所也。其小歌曰。思あつて今日開初し浪合の清水流て幾世へぬらん。是間紅花滿畦。々間種以油。女子多紅裙。石間明神梁藤成陰。涼風襲肌。距亘理僅三里。店主語以馬場利理源太好旅店。往拒不聽。奔走之際夜已深。遂宿驛長家。夜無衾。

增田、花町、土町、岩沼、

翁名伊八、

五二分土用入、

未至新地、有山、是本相馬侯設、伊達成實、政宗、攻拔之、成、陣、處、曰、谷、地、小、屋、數、與、城、墟、相、對、距、僅、里、許、村、多、帶、小、刀、意、亦、土、著、卒、

七日。發亘理。々々仙臺公族伊達安房居館。而士人三千余家云。涌谷則四十八家。仙臺公族。往々多士以土著故也。今日暑甚。一步一憩歷山下至坂本。一睡自新地至駒峯。仙臺置關。々外數步入松林。是爲相馬侯封內。前後願望盡種松杉及雜樹。農多商少。至中村無一酒店。中村街市整々小繁華也。宿川又屋。夜聞街上賣哥者。一寢買按摩。々々語以舊事。相馬之政改因故名大夫池田八右工門。草野半右工門二人。夜蚤多。轉展難成眠。

八日。大霧至城南。小川北岸皆酒樓。有望春等之店。紅樓粉壁映清波。激灑。士人大髻。浮華之氣勝仙臺。但衣服不美耳。歷長渡嶺至鹿島驛。々小聚落。午時至原町。々南有一山。草木不生。是捕馬祭時觀者之所。踴躍云。聞之伊達川股旅人。他邦必每一橋一川。輒征數錢。獨相馬則不然。自中村至原町曰四里半。而實過千五里。土人云。町勝他邦。原町有士廿八人。其祿自百石至七八石。一畝三百六十步。夜宿中野屋。屋妓自伊達川股至。此日余患霍亂。頗懊惱。

九日。病未瘥。強發。時過未刻。憩山岳。路傍植雜木築堤。以防野馬之踴躍。馬至處千百成群。端山岳有關。二家守之。余看以爲農。後聞之即

關守は四侯に六

路逢花股力婦者

三四四

士人也。主人本產於我國。而老婆則庄內。叩之我邦人來者數千人。大堀處最多。其他但馬、丹後及加賀、越後特多云。過小高宿浪江驛。此際松檜成林涼風襲衣。浪江驛今日設猿劇。旅店惡漢等圍坐。縱飲呶々之聲攪人思。十日。微陰有風。早起結束。一老翁自稱播磨。是亦來爲農者。憇長塚驛。々々西遙青爲三春山。兩岸皆涼傘樹。至熊野村。々々口有一山。分明城墟空濠。歴々可數。熊野爲棚倉。相馬分堺之處。路上見一僧被縛。店主曰。是盜也。尸位素食猶且可惡。況盜乎。是日捕盜手皆集店上。有一白髮翁頗鏗鏘。以余帶長劍。認以爲擊劍生。自說年廿五時與人鬪。被刀三處。出其痕以示。富岡吉野屋者頗快關可悅。遂設酒一酌。午時與白髮翁伴。右折行野草中。一里余至手岡。喫午飯。手岡自富岡赴三春官道也。翁子有督者頗頑與翁嚙々拒余。不得已又行草茅間。里余。雨驟至涼爽。及富岡驛。々々頗矮俠。土妓面如陰鬼。自富岡驛過太田。是爲下總多古侯封內。是際城墟三處在下郡。者曰新庄。余不知名。又憇井手。以日暮路遠。惶忙闌遺烟管。初予出石港時。家人爲余別設烟管。因得不困。回頭北望悵然。夜雨客思益動。自相馬抵茲多曠原。而相馬則野際農家稀疎。林樹蒼蔚。岩城則一目。草茅其動

八丁斗にて海、

設樂八三郎、

廣野村里有倉城、又岩城、公族猪狩、後守所居、菊田郡有國造邸、與須賀一表裡、

戸田新町とて中海道へ出る穴道なり、

夜宿筑波、未(有脱カ)如此之辛苦也、

怠之間可知也。驛東有城趾。曰大田館。今管於幕府小名濱より治む。今日股間腐爛。憶三四年前與吉田子義(松陰)、宮部鼎三(藏)同遊。以此相調。而子義則爲國在幽中。鼎三則未知其何如。爲之茫然。十一日。過太田城。墟濠爲田。是岩城公族檜葉太郎所居。永祿天正爲伊達政宗所滅。數里至廣野。拜八幡祠。々々極古爲源義家所建云。祠前建縣令島田帶刀生碕。聞之帶刀在桑折。仁聲籍甚。其所管之村盡感喜建生碑。自廣野數丁海岸砂石尺進寸退。潮激石而波洒衣。一里而右折取捷徑。日光射草面如燬。余再感著懊惱特甚。強之至久之濱。飲飯去至四倉。途中見醫家晒書藥。就乞藥。醫甚貪婪。憶肥後永鳥三平嘗爲醫欺。出門嗔然。此間亦行白沙中。自四倉驛南右折步田畔間。歴戸田、玉山、山田、藥王寺、柳生諸村。是爲牧野侯封內。三萬貳千石。去年一歲々貢之餘課金五度。石高割三回入部視義限一度、亞黑(墨カ)利加に付一度四千兩、百石に付三兩貳分。民苦其苛政。其官舍所在曰神谷。士五十家。郡奉行二人、代官三人其他秋に至り一人は來り年貢を改、一人は來稱自柳生。左折越一嶺。是爲本道。余則歴間道。嶺峻澗深。嶺爲道茂貫。澗爲錢龜澤。日暮至西小川村。是爲棚倉侯封內。自山峽行狹路。大石磊砢噉足。欲斃數次。此間草茅丈餘。一步艱於

三四五

好間より須賀川  
邊へ出る道あり  
關村より小名濱  
に分る

湯本にて小田部  
南部ものと云、  
原にて、擊刺せ  
しなき

一步。而月照草上而不照足下。草鞋盡敝。左折至赤井嶽。深樹間路昏黑  
不人辨。渡澗越嶺極辛酸矣。燧石亦不生火。初更達岳上。飲飯始生  
人色。是間辛苦、午夜看所謂龍燈者。一犬吠、虛萬犬盡然。海上潮生、光耳。觀者  
不可言。眼中生花耳。鷄鳴就寢。寺係大同年中所建。

十二日。晨望烟霧中。松杉如針。當岳東南者爲平。々東爲小名濱。北則  
相馬而南爲牧方。目迎目送使人不暇。昨夜至寺。々僧博飲後挑婦人詣佛  
者。其放縱如此。故飯時已過已矣。去下坂々路崎嶇如昨。過好間村。又歷  
山路數里。暑已如燬。而昨疵足一步一憩流汗如水。至湯本浴溫泉。足益  
痛身益困。過關村是爲內藤侯封內。二萬五千石自關村半里曰湯長谷。即內藤  
侯治下。館在岡上僅五六十家。投宿新田。今石城郡渡邊村小字新田、但シコノ  
地、南要ノ一嶺ヲ下レバ植田ニ至ル、日未

昏。憶與子義。鼎三嘗宿此驛。余憤鼎三戲劇。夜竊取二人刀藏之衾中。  
夜主人以余爲擊劍生。談語入耳。是日暑尤烈。見馬夫霍亂倒路上。余爲  
之悚然。○コノ日及ビ翌日條、松陰ノ東北遊日記嘉永五年正月二十三日條  
ト參照スレバ錯誤アリ、蓋シ本書ノ新田ハ植田ノ誤記トスベシ

十三日。暑益烈。赴一山。々路石多足又痛。歷植田驛。々有中根善左衛門  
○當時植田村  
驛通兼本陣、者、寸雲○赤松、嘗稱其好事。余因欲一訪。但其家職在遷置。茲日認

此日逢口嫁者、  
此際始爲水戸、  
松岡附、  
赤濱有赤水墳、

うまの阿真川よ  
り手綱領、  
手綱稱龍子山、  
有爲姓者、豊  
田は坂の上の里  
正子上深萩

其慌忙。故不訪而去。過鮫川。々源發干上遠野。(鮫川村)一憩荒街。過關田。自名  
古會關下步海沙中。過洞門三處。(平ナラン)至牧方地。海水成灣。々上板架橋。酒  
樓妓館相接。余嘗與鼎三憩此。因爲熟路。誤失官道。又過一洞門。達大  
津濱。距今三十二年英吉利軍艦四隻到此云。從大津又步海沙中。至磯原  
村。々有源四郎。○松陰ノ遊記ハ源七ニ作レド  
野口家譜ニテハ玄主トナス、者嘗與子義等投宿處。憶起往事  
不堪悵然。遂迂路宿手綱。皆當時所沿之道。暮時海風吹衣稍涼。夜訪阿  
久津彦五郎。歡晤。

十四日。晏起。阿久津氏來訪。相携過其家。酒間見其所著防海策。午後訪  
落合太郎左衛門。揮寫數紙。其園池擬松島桂嶼。涼爽侵肌。醫北村見龍來。  
其父我邦人。而見龍亦從幼從宮杜美庵。實內城保族也。暮時阿久津氏歸。余  
獨留焉。夜山形勇治郎來。能知常野舊事。松村純助嘗在此家。奸人婦奪金  
去。余識純助於仙臺。未知有如此之大惡也。聞之愕然。

十五日。見龍携鱒魚來一酌。午前與見龍又過阿久津氏。酒後揮寫數紙。  
遂與阿久津氏及金澤衆之助至高萩驛。々有鄉士二十八家。金澤亦其一也。其  
他坂下、大田、磯原等之地頗多云。手綱者中山後守封內也。(備脱カ)手綱本太郎所築。

其東北有二御塚。相傳手綱城主大塚掃部介。奉後醍醐帝皇孫來爲己嗣。欲唱義不能而死。乃其所葬云。至金澤氏酒間揮寫數昏。夜對月主客共醉。阿久津歸而余獨留宿。主人本出於小野崎氏。而小野崎氏亦我同族也。

十六日。讀常陸國史(誌ナラン)不覺移時。主人又設酒。發時已及午矣。過安良川、伊師街川尻、小木津、田尻、介川。々々爲山邊主水。松間樓櫓分明。是前中納言

卿之所建也。鮑治國以均田。土著學校。而是其土著之初也。從介助至油繩子村。村有管穀家。農民不得其券。則不能私鬻云。是日股間又腐爛。加以昨夜就眠太遲之故。身頗困迫。不得已宿下孫驛。々樓有藤田東湖所書之五古一篇。終日微陰。入夜小雨。

十七日。未起驛樓頗喧雜。欲枕聞之。隣樓有捕奸夫者。故喧雜。既而發。歷大沿、守山、大和田等驛。憩松間一店。一士人先在焉。自稱大窪修理之輔。說詩說歌彌々不已。遂語以加倉井淡路不善視津輕人。淡路以詩著於一國。而其所爲如此。果然則可惡之甚矣。越佐和驛。自田彥右折渡翠柳渡。是我祖江戶但馬守拒佐竹義宣處也。往訪永井雅助於民小路。雅助既已遷宅。彼問。此訪莫知之者。乃宿逆旅。是亦嘗與子義等同投宿處也。回頭大

此際始見棕櫚長丈餘

息。是日晴雨無常。夜託逆旅主人始審雅助家。

下谷茶頁□□

十八日。訪雅助於下谷。其弟伊之助疾病。加之市屋矮陋無地容膝。歡晤之際置酒談時事。芳之助以侍病不能來話。暮時自永井氏直訪豐田彥二郎於新屋敷。其友茅根伊之助亦在座酣暢。伊豫之助已歸。余說以國事託之。夜大雨。々中歸寢旅店。長嘯三千歲。洞察五大洲。草堂唯有酒。不問幄中籌。十九日。訪長州人赤川淡水於原甚藏宅。淡水已遷內藤彌太夫家塾。往訪之。肥前佐賀人木原義四郎及筑後久留米人本庄榮三郎在座。遂携淡水歸旅店。一醉談舊。初審子義情狀。夜木原。本庄二子與會津人高橋誠三郎。相馬人村田省三。共至談。過午夜終雨。

廿日。衝雨與淡水同訪彥二郎。酒半木原。本庄二子至。激談暢飲。終相携過內藤彌太夫。欲共泛舟於那珂川。彌太夫強應之。乃又過青山良太郎。與清三郎等欲渡翠柳渡。路上水深尺餘。揭而至渡口。濁浪侵岸。彥二郎周旋倩舟渡之。彌太夫不敢從之。彥二郎按刀、叱咤罵之。終飲於小川修理家。暮時歸寢旅店。

廿一日。治裝上途。與淡水、木原、本庄過雅介。々々弟病益劇。雅介送余

赤石愛太郎

聞武田彦九郎

貸雅介、以野  
中清水及旅の菴  
二卷

自千波湖中過車丹波墓。華標上存與子義等遊時舊題名。不堪悵然。暮前與木原、本庄別伴淡水。雅助訪川崎六郎。々々家出於大椽清幹。去年援津輕人令報母讎。桑原幾太郎、秋山長太郎、山口仙及雅介等相共盡力。而奸臣等害之。終使孝子屠腹於牛宿驛北一里。雅介欲使余盡其情狀。故過之。六郎不在。其妻爲余說之。奸臣之可惡。忠士之可好。不堪流涕悲憤。乃再伴雅助欲歸。訪桑原。路過臺街淨土寺。拜祖宗木位。又從神雅介過吉田祠官。雅介懇禱之狀動人。歸至千波湖上。則日已暮矣。以入夜不訪桑原、淡水。又携吉成某至。一醉就寢。

廿二日。曉訪桑原。々々已登城。追之於路上。約暮時訪之。歸途訪淡水。々々等遊中湊不在。歸午睡。々醒一生自江都來。訪之。則藤田東湖之門。而名曰平山政平。見東湖詩歌數番及伊豫之介詩。暮時訪桑原。託以國事。午夜歸就寢。

廿三日。訪淡水。借金一方半。償旅店債。時一關藩士善槍者來在旅店。自稱今井純二郎。本會津志賀氏之門也。因託鄉書論以槍法。渠又話余森文允事。未刻發水戶過川崎六郎家。二里宿某驛。

讀子義幽囚錄

廿四日。至府中。買午飯。府中水清酒烈。自府中歷驛至土浦。是爲土屋侯治下。城門新麗。城帶湖襟。繁華不減中街道宇都宮。但市井較小。不置妓樓耳。夜半雨。士千百家。多矮小。女兒皆都風。

廿五日。訪長島二左衛翁於外西街。翁婦病。死在旦夕。而翁年七十五。外溫而內勇。留余論律度量衡之事。極詳。併聞高山彦九郎素親其人。問之則流涕談其爲人。讀其所著聞其所說。終日。余素不知數術。未得其要領。夜歸寢旅店。是日小雨。

廿六日。再往訪之。午時發土浦。渡櫻川。水長四寸云。歷中村。荒川等驛。至牛宿。是爲山口侯封內。士僅七八家。昨侯上都。驛樓寂寞。渡牛宿湖。歷驛。宿。宿。取手。々々北有一城墟。頗要害之地。未知何人所築。是日曉雨。午初晴。

廿七日。渡利根川。々因前日雨。怒浪浸岸。浩浩無際。歷半里。渡舟達青山驛。雨甚。路泥滑。々至我孫子驛。自驛至小金驛。原野渺々野馬稀少。不似相馬原町之多。至松戶。妓館酒樓盡成都風。渡一川。々堤決潰堤下無人住者。雨益劇。過新宿渡數町。買小舟。溯溝渠。達小梅。暮前訪內

訪村上寬齋舊宅。已遷居不詳其所之。

海文興於新白銀街。以雨故不果。訪鳥山氏。

廿八日。雨未已。至昌平覺。訪石州人堀確三。々々嘗與余同在藝州坂井氏家塾者。確三見余驚喜。終與備後人杉原幾三同醉於下谷泉樓。幾三亦同在坂井氏者。歸訪山本安達於白銀街。安達仙臺人。而其塾生長田文叔父使余傳言於師弟也。至未刻雨初晴。

廿九日。欲訪鳥山氏文興說。以不在家乃已。幾三來。聞其同藩士山岡八十郎憤勢州待洋夷不得宜。以死敢諫。爲之流涕。午前訪仙臺人小田部郁於深川。歸路過長州邸。致淡水書於子義。親屬久保清太郎。欲借子義所著幽囚錄。清太郎不在。暮時歸文興家。

卅日。訪新三郎表四番街○今ノ麴町區溝口又十郎邸內。○是ヨリ先松陰、安政元年三月二十七日幕府、松陰ノ下田踏海ヲ幫助シタリトテ、鳥山新三郎ヲソノ主溝口氏ニ預ケテ押込ミトシタレバ、當時同邸内ニ拘囚中ナリ、始審子義之悲憤。鼎三之慷慨。三平之跌宕。良三之懇切。彌之助之遊蕩。寬齋之激直。禎三之虛喝。捨三之憤怒。節齋先生之嘆息。澁木之可感。或泣。或怒。或恥。或笑。歡晤過半日。余奔走之際。屢失機會。脫賊於途上。而責賊之事千里傳聞。不涉情實。以故自京畿肥薩皆論余不已。譏滿海內。人々憤之。獨新三郎憐全狂愚。且諫且

與幾三約、以明日二日訪山內、權藤直於芝

喻。余亦爲之流涕。夜宿邸舍。

初秋朔。歸文興家。午後小田部郁來送之。至二州橋歸。路過一堂先生。々々嘗以書徵余。謝其辱。先生懇留余。々以有明日與確藏等訪權藤直之約。不從其命。歸寢文興家。

二日。確三等不來。往促之。皆辭以有事。見昌平學生文多拙劣。終爲確

藏等懷其稿歸。暑益烈。暮前訪窪清太郎於長州邸舍。欲借幽囚錄。曰已

付上田藩有川堅之助。致之於佐久間修理。清太郎即大二郎親屬也。直訪十

文字龍助於仙臺邸。龍助既歸國矣。暮時過增上寺訪寶松院。々僧諦心嘗從

余學詩者。夜過權藤直。々久留米人。余前年在安藝所親善也。直說余

以上野友一郎事。二更歸文興家。文興妻曰。今日鳥李蹊來矣。

三日。文興隣家始開鰻鱈店。就除一鍋小酌。午後一醉。李蹊來訪劇飲。前

日約一堂先生以今夜入塾籍。而余既醉且夜已深。乃與李蹊同席而寢。相

共談國事。悵然。暮前地震。

四日。晏起。又與李蹊。文興歡晤。午前與李蹊。相携履一堂先生之約。

讀溫史魏元帝紀。此日午前小雨。夜與諸子談詩文。塾中凡六人。藤崎季令

長門三田尻人。木澤鼎三信濃松本人。北山文五郎備後福山人。其他堀越彌三郎自武州八幡來。大阪屋勝之助、渡邊介二郎皆江戸人。半夜蚊穿轉隙入。展轉不成眠。

五日。早起。李蹊歸龜井街。先生令侍婢徵余詩文。余遇故之後盡焚稿本。以避牽引。以故無一片帑。強應之書詩二十首文二篇。以乞正。午時醫鳥山某來。昨尾張家田多門孫來。多門以經術著。而其孫子未必必然可嘆。是日讀溫史百葉及續齊諧記四卷、搜神記三卷。微風。

六日。早起。讀溫史百四十葉及淵明搜神記四卷。午後小田部蒞來。暮後訪文興歸。途遇諸子詣多門天。相伴散步。夜上總人松本岩三歸入塾。是夜家々乞巧糸竹雜沓。

七日。草記事二條。先生以余外套破故賜一領。併見命講論語。

(一) 書狀、日記、詩文、墓碑銘抄錄

(一) 土屋蕭海書翰 ○東京市毛利元道藏寫本所收

六月七日之芳翰拜誦、別後路上情況知悉、其快可想也、○中章吉野在此與僕往來尤密、其近

作皆々奔放、自在、動累數千言、○中僕寓鳥山翁許既數月、追日將轉居下谷羽倉○簡翁許、但其益甚、爲之役心者數々、御推察可被下、但彼方於切磋章吉、在於師拙堂、土井、羽倉翁、或似奮弟、恭平又既在羽倉、一居同炊、彼之先飢、僕皆不可不辨、一人并二人之體、骨肉宜然之理、在今日極爲艱難、老兄憐察○脫アルカ、扱吉田○松陰、幽囚如何、尙閉戶乎、果然可憐可喜、古來英雄落墨繩、可慨々々、○下下

九月四日

(在江戸鳥山宅) 土屋矢之介拜

(在萩) (貞藏) (カ) 來原雅契 文案下

○追申、コノ前ニ一行アレド略ス、五郎江、于今近狀不<sub>レ</sub>相知、鳥山翁ヨリ一言呈上、御披見、

(三) 吉田松陰書狀 ○熊本市石原醜男藏

久不<sub>レ</sub>接華翰、渴望日甚、五月廿四日抵江戶、投梁山伯○馬山新、即日得家兄書、開封則貴書在焉、喜幸扑躍、急展讀之、未<sub>レ</sub>數行消魂者數、豈見大故、相踵至于此、風樹之感何如乎、至痛々々、○中略、昨年十二月八日官裁下削濬籍、早春間呈書言其詳、料已達覽矣、僕雖疲驚、有爲之時至、幸勿<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>高念、梁山伯主山、無恙、有<sub>レ</sub>三二生○土屋兄弟カ、從焉、僕居所未<sub>レ</sub>定假居、○鳥山尊藩本、佐分利君亦居未<sub>レ</sub>定、



自<sup>(日)</sup>三九月一<sup>(日)</sup>來<sup>(日)</sup>江戶、從在<sup>(日)</sup>旅店、僕以<sup>(日)</sup>昨日始相見、恐<sup>(日)</sup>其旅店闕<sup>(日)</sup>使、急引<sup>(日)</sup>之梁山伯、々々々光景頗覺<sup>(日)</sup>繁假、佐分利君有<sup>(日)</sup>志于洋文<sup>(日)</sup>ヨシ、僕甚同<sup>(日)</sup>心、將<sup>(日)</sup>相與謀<sup>(日)</sup>之不<sup>(日)</sup>少、濱田ノ生一人僕所<sup>(日)</sup>會知、此節兵學爲<sup>(日)</sup>修業<sup>(日)</sup>來<sup>(日)</sup>江戶、素方未塾ナレドモ、人物子介、立志甚說、亦有<sup>(日)</sup>學<sup>(日)</sup>洋文<sup>(日)</sup>之志、濃人長原<sup>(日)</sup>武<sup>(日)</sup>、生、亦先<sup>(日)</sup>僕十數日來府、交友不<sup>(日)</sup>尠、獨恨少<sup>(日)</sup>老臺<sup>(日)</sup>耳、然見<sup>(日)</sup>老臺所<sup>(日)</sup>善、亦可<sup>(日)</sup>少慰<sup>(日)</sup>也、<sup>(日)</sup>次ノ一節

水府之事、御同慶奉<sup>(日)</sup>存候、一昨年所接之人物も皆々芽<sup>(日)</sup>ヲ出シタルヨシ、尤可<sup>(日)</sup>喜也、<sup>(日)</sup>吉田家所<sup>(日)</sup>賜<sup>(日)</sup>祿<sup>(日)</sup>ヨシ、長<sup>(日)</sup>永<sup>(日)</sup>井政介、會澤<sup>(日)</sup>原注、其子熊三<sup>(日)</sup>被<sup>(日)</sup>召出<sup>(日)</sup>、<sup>(日)</sup>藏文書去月<sup>(日)</sup>二十四日、松陰江戶ヨリ萩ノ兄梅太郎ニ遺<sup>(日)</sup>リシ狀ニ「水戸ノ天狗黨、是迄皆々ツラ扶持ナリシガ、去冬十二月十九日、孰も首尾よろし、是亦可<sup>(日)</sup>喜之事なり、此伊勢ニて足代權大夫ガ所<sup>(日)</sup>ニてキク、ト見ユ、又ソノ次四節ヲ略シタル末節ニ、村上寛齋歸國、社中ノ一奇人ヲ失フヨシ、真藏ヘ御話奉<sup>(日)</sup>頼候、トアリ、

藩人村田<sup>(日)</sup>○巳三<sup>(日)</sup>が書之事、奉<sup>(日)</sup>敬承<sup>(日)</sup>候、水府喜公<sup>(日)</sup>○齊<sup>(日)</sup>上書、得<sup>(日)</sup>と穿鑿之上可<sup>(日)</sup>申上<sup>(日)</sup>候、<sup>(日)</sup>次ノ二<sup>(日)</sup>節略、<sup>(日)</sup>肥後熊本ニ歸藩中<sup>(日)</sup>、<sup>(日)</sup>嘉永六年<sup>(日)</sup>、<sup>(日)</sup>六月十六日<sup>(日)</sup>、<sup>(日)</sup>又有<sup>(日)</sup>故改<sup>(日)</sup>名<sup>(日)</sup>○江戶島山宅、<sup>(日)</sup>吉田寅次郎矩方<sup>(日)</sup>宮部鼎藏殿

山鹿素水安全、無異、僕先書甚無稽之妄說申上、甚赧然仕候、然都下亦有<sup>(日)</sup>其風說<sup>(日)</sup>ヨシ、

此已下一覽火<sup>(日)</sup>レ之、<sup>(日)</sup>通高之事、僕來<sup>(日)</sup>江戶、始聞<sup>(日)</sup>其詳、鳥山ノ所<sup>(日)</sup>ヘモ其後兩三次ハ來りし由、併昨年失機ヲ甚悔、

人ニ接スルヲ欲セズ、鳥山モ亦甚氣毒ニ存候、大事ヲ成ス迄ハ、暫ク聲息ヲ絶シ、交友間<sup>(日)</sup>ヘモ所在ヲ隱ス位ノコトナリ、併英氣益勃々タル様子也、下妻<sup>(日)</sup>○常<sup>(日)</sup>陸<sup>(日)</sup>迄ニ徘徊スルヨリ、僕欲<sup>(日)</sup>一訪<sup>(日)</sup>レ之、然春時以來遊ヲ日ヲ過セシ故、未<sup>(日)</sup>暇<sup>(日)</sup>及候、鳥山并大淵鼎三、和田修義等々周旋千苦、萬辛甚可<sup>(日)</sup>感事也、森田<sup>(日)</sup>○大和五條、江<sup>(日)</sup>書ノ一事、僕訪<sup>(日)</sup>森田<sup>(日)</sup>曰、委曲申たる事などハ、必しも事結局ヲ待ザルカ、僕初訪<sup>(日)</sup>森田<sup>(日)</sup>、首トシテ老兄御出アリタルカト問候處、御出無<sup>(日)</sup>レ之ヨシニ付、僕甚疑<sup>(日)</sup>レ之、江戶ニテ堅約仕たる様子相話候處、森田大ニ怒ル、僕因思<sup>(日)</sup>見決無<sup>(日)</sup>此失信之事<sup>(日)</sup>料ルニ、兄江戶御發迄、五郎之事不<sup>(日)</sup>聞故、再議論有<sup>(日)</sup>之タルコトナルベシト存じ、森田ヘ其故ナルベシト申候處、森田も鳴程夫等ノ事ナルベシト、後ニハ心解申候、當時兄重來ノ御事ハ夢ニも不<sup>(日)</sup>知共、僕所<sup>(日)</sup>料、即兄ノ所謂大事結局迄、五郎ノ書は案頭ニ可<sup>(日)</sup>閣と申ニ符合仕候、然ども右之通僕已言<sup>(日)</sup>之タレバ鶏肋集<sup>(日)</sup>○五郎<sup>(日)</sup>著、五郎書ヲ兄ノ賜<sup>(日)</sup>僕書ト合併シテ、僕ヨリコノ故ニテ遲達ニ相成タル段ヲ森田ヘ申越スハ如何、御同意ニ御座候へば差急候コトニ付、不<sup>(日)</sup>及共僕迄御遣可<sup>(日)</sup>被<sup>(日)</sup>下候、已上、

二白  
南部侯ハ當秋登府、奸臣<sup>(日)</sup>○田<sup>(日)</sup>藏<sup>(日)</sup>從<sup>(日)</sup>之ヨシ、

(三) 吉田松陰詩跋 ○萩松陰神社藏寫  
本「鶏肋」所收

跋下江幡五郎謝小野應介贈刀詩、○但シ五郎ノ詩ハ次ノ如シ、故人重意氣、贈我三尺刀、試向空庭、此吾樓、○五郎ノ變稱、得刀謝其友小野子之詩也、余亦嘗辱菊池氏千槍於子、帶以代刀、毛髮蕭々猶吾樓也、小野子天下未知其人、而忠憤、節操顯世如菊池氏、余安暇謝以詩哉、待天下有變、宜以一死答子意氣也、癸丑初秋仲四、○嘉永六年七月十四日、書諸小山驛、時吾樓在坐、大醉淋漓、○梧棲存稿ニ、作年不詳ナレド、入下野、黒髮山寒又一秋、變形三度、入毛州、十年留得彌餘漆、誓上仇人血欄、○入毛州、十年留得彌餘漆、誓上仇人血欄、○入毛州、十年留得彌餘漆、誓上仇人血欄、

○兵庫縣渡邊保次郎藏

○前文一節、今年正月廿五、○癸丑遊歴目録ハ、日發國、江戸さして來、道經大和、留兩月許、以五月廿四日、達江戸、事甚涉迂濶、様ナレドモ、方今之急務、專修洋學、罷居候、依然仙人、○松陰ノ友人ヨリ受ケケ

○尊藩之正氣、重テ振候由、在國、○長州、時方略承リ候得共、共事未詳、至伊勢訪足代權大夫、初聞其詳、不勝拊躍、候處、今般ニ至リ可賀事不知所言、方今天下此大快事なかりせば、何以固結人心哉、○下文

○宮部、○鼎、那珂、○五郎、但シコノ頃、或ハ江二子之近況、此二君、○熊本土國友、御聞取可被下候、僕在江戸、去水戸近耳、然餘リ天下跋涉二日ヲ送り候而もと存候、心ハ矢丈ハヤリ候へ共、未得至尊藩、至憾々々、○下文

○戸田、○忠太、藤田、○東湖、山國、○喜八、三先生御出府之由、承之候得共、一書生突然罷出もと差控居候、老兄之朋友何がし、君なりとも御在府、遊學之人も被爲在候哉、小瀬君は如何、根本君も亦如何、○コ、二年月日ナケレド、本狀ノ首メニ、七月念三トアレバ、○嘉永六年七月二十三日ナリ、

○大次郎改稱、寓鳥山新三郎家、○江戸、吉田寅次郎矩方、○再拜

可言事如山如海なれ共、先後鴻與申殘候、二子、○國友ト、歸府之上御近狀相伺度奉待候、兄好詩賦、寄二三長篇幸甚、一昨冬昨春間之、○非脱カ、時々往來于胸中、中にも鹿嶋海濱、刀根舟中難忘々々、

○原題、來原良藏君日記、○毛利元道藏寫本、

二日、曇、鳥山へ行く、先日那か生、○江幡五郎ノ改姓ナラン、當時ノ居所不明ナリト雖モ、前年、松陰ト東北旅行中ヨリ別レ、尋イテ妻ノ郷里石巻ニ暫ク居リ、今年、江戸ニ登リシモノカ、之咄ニ、南部領百姓一揆之事、彌間違無之由、吉田生、○コノ歳九月松陰江戸山邸、○小石川、仙臺藩人之書狀取歸り候を、一見致候事、○近シ同書ニ據レバ今年十二月十五日、鼎藏再上、江戸ニ著シ、二十八日鳥山宅ニ來原、吉田以下會ス、但シ九月ヨリ十二月間、松

陰ハ鎌倉ト長崎ニ往來アリ、(年譜以下参考)

(六) 吉田松陰書狀○小倉市高木祥二郎藏寫本所收

○前文ニ鳥山○新三翁氣分相、(脱字アルカ)其後平癒ニ御座候哉、扱又居所ハ矢張桶町ニ御座候哉、轉住ニ御座候哉、後來若不得レ已用事有レ之候節之爲、御尋仕置候事ニ御座候、

又云御國并江戸の同志へも傳言仕度候へども、其儀も不仕、御察可被下候、以上、

(安政元年)五月廿一日

(吉田、在江戸傳馬獄)松陰生

(宮部鼎藏、在江戸)尖庵君

尙々追々不ニ容易ニ御心配を懸、千萬奉ニ恐入一候以上、

○京都尊攘堂藏四月二十四日(安政元年)江戸獄中ノ松陰 宮部ニ遺レル狀末ニ爾後六月上旬

宮部兄歸ニ熊府、獨僕數回坐獄、云々トアレバ、本年六月鼎藏又熊本ニ歸藩セルヲ知ラレン、

(七) 吉田松陰送別辭○野山獄文稿所收、(萩松陰神社藏)

送赤川淡水○通稱直次郎、本名佐久間左兵衛、中村道太郎弟、松陰門下、遊學常陸戸、序、古昔盛時之爲學、上自治教、經藝之大、下至歌章、音樂之小、莫不有所師承焉、是以能存其舊、守其故而不失也、歷鎌倉、室町、逆亂相尋、名教漸盡、授受之義徒寓之曲學小教、而亦未嘗失墜也、徳川氏興師道稍盛、學術日闢英才輩出、而近日讀書、稽古之士、輕前輩慢師儒、天下皆是、而吾藩特甚、

是而不以、吾恐師道掃地、名教無由而存焉、是固有待于宏才、篤學之士、起而振之也。吾友赤川淡水、齒富才足、志高氣旺、蓋後進之袖領也、頃將東遊常陸、求師而從之、夫常陸之學天下所推、而其老輩、碩師皆有師承、今淡水遠往而役之、固欲以盡其學之蘊也、嗚呼、淡水勿慢師道、勿立私見、取捨、去就、唯先生是聽、則古道不難及也、吾少雖好讀書作文、未有所師承、自疑焉、淡水往得師而事之、亦幸以斯言質之、三月六日政二年、但シ本文ハ松陰、安政元二年間、萩野山獄中ノ作編ニテ出獄後ノ三編ヲ加ヘシモノヨリ成ル、同二年四月(ナラン)二十五日藩、野獄中ニアル松陰ヨリ當時萩ニ歸國セシメタル土屋ニ遺リシ狀末ニ「先頃月性出府、淡水諸子來遊、皆可賀也、(兵庫縣横川震八郎藏)及ビ同日同ジク江戸邸ニ在ル久保清太郎宛ノ書翰中ニ「赤川二生、齋藤(榮藏カ)、桂小五郎など逐々東行、互ニ御切磋相成候、ことなる、(京都尊攘堂藏寫本所收)」ト見ユ、

(八) 江幡五郎書翰○東京市吉田茂子藏

別後可驚可嘆之情狀は、僕も亦敢て不陳、(松陰)岸獄之福堂老兄一人之事にて、天下の爲に不幸此上も無レ之候、しかし如何ほどに慷慨したりとも、急にすれば破矣との状態故、先々付大息居候、近來會澤○恒翁に拙堂○齋など幕へ被召候、是も亦文臭こまり果申候、蝦夷懇辟之策稍始まり候へども、いまこ見るべきものも無レ之候、多氣四郎○松浦も住處不定と申て其處を秘し、寛齋○村上もいつくに居候や、世にいれられざるのあまり、近來ハ行衛もしれ難きよし、鳥山○新三咄され候、轟○武兵衛ハ白金臺○江戸之よし、しかし小子ハ未だいつれへも面晤不仕候、小子

身上ハ天下の笑草と相成候まで、いかにもなすべきの事も無之、慨嘆、慚愧之至りにハ候へども、國○盛岡事稍定まり候様子、然ども大亂後玉石混淆、未免孤裘、蒙茸ニ候、嘆息々々、先月○南部叢書六所收五郎日記ニ據レバ六月十八日、水戸へ參り、雅助○永へ尋候處、弟大病にて芳之助○雅助とも觀晤も成兼候へども、豐田○彦次、桑原○幾太へハ度々面會、殊に赤川淡水○松陰ヲ送ル文ハ、本章ノ前ニ收メタリ、參居、種々咄しも有之、盡く爲見爲天下ニ扼腕、切齒、しかし是も老矣○德川ハ伴食宰相に候上に、其國事も奸黨未根を斷ず候ま、雅助などハ昔しよりも貧困之様子、豐田ももとの謫居之ま、に候、其節兄が幽囚録をちらと見候へども○六月二十二日水戸ニテ屋敷にてハ○七月二日萩藩ノ櫻田邸舎ニ信州へ遣し候あと、手に入不申候、其後も豐成亂記など出來候よし、早速拜見仕度候、鳥山翁も懇望に御座候、翁も此月始め故郷の老母大病とて房州へ降り、其後たより無之、是も僅に二口に六兩にて兀々授讀、可憐々々、小子當時東條○一にて塾を世話致居候、志ならぬとも已を得候、西洋學近來始申候、先日伊賀侯、和泉侯、幕老を斥られ候、蝦夷議論與阿部○不合ゆへとも云、又いろくの浮説も有之候へども、先手頭などより十二人役替有之候、時狀此一事にて分明なるべく候、阿部侯にて山岡八十郎と申もの、昨年屠腹、其故ハ應接之様子を慨し、死を以ていさめ候を、奸臣ども遮ぎりよし、迎も角ても六ヶ敷浮世とハ相成申候、今暫し游優時をまたれバ死灰、復然るの時あるべく候、乍去可嘆之限りに御座候、良

藏○來竹槌○坪などハ如何、彌之助○土も父没候後を嗣候よし、可憐々々、猶追而縷々可申上ニ候へども、先小子出府御報の爲のニ聞し候、  
(安政二年八月)  
廿二日

(五郎、在江戶)  
怪物

(在父杉家御室)  
松陰雅契

赭入道○宮部も頗る壯榮之よし、任藏○櫻、ハチト面白からぬと、鳥山のはなし、浮雲收レ岫盡、蒼樹晚冷々、過レ此秋霖雨、高挈○元カ杖出ニ林垌、蹊缺來何早、芳桂悴以零、道傍蕭與艾、帶レ泥尚青々、感レ物難ニ久佇、歸來掩ニ柴○脱カ、殘日照ニ濕壁、蟋蟀語蟲庭、手滴ニ衰蘭露、殊朱點ニ騷經、  
一 祭(成豊)  
幽囚録及豐成亂記など、早々拜見仕度候、外に御文章などハ如何、小子も追て入ニ御覽ニ可申候、村田○清風、死去之よし、一慟、

(九) 江幡五郎詩 ○南部叢書八所收「梧樓存稿ノ二」抄録

在ニ江都、○年月日ヲ註サズト雖モ、姑ラク安政二年八月後ニ揭グ

哭レ兄喪レ父尙天涯、孤負年々夢裡家、又是江東寒食日、掃ニ人墳墓ニ薦ニ蘋花、○或ハ明年死亡ノ鳥山ニ係ルベシ、  
(一〇) 吉田松陰書狀 ○東京市毛利元道藏

松田重助在阪之趣ニ承知いたし候、御都合次第御尋訪被<sub>レ</sub>成義と奉<sub>レ</sub>存候、○安政二年九月九日、來原  
長藏候ヲ發シ、十月三日江  
戸ニ著ス、蓋シ此年八月日ヲ開クト雖モ、同年九月 轟木武兵衛、今以江戸と被<sub>レ</sub>察候、右兩人へ御相對も  
月ニ松陰、野山獄中ヨリ之ヲ遣リシモノナルベシ 御座候ハ、鄙狀可<sub>レ</sub>然御演述奉<sub>レ</sub>頼候、吾樓○江緒五郎、コノ前後  
妻ノ郷里石巻ニ住ム 又候出府之由、嗟愕此事ニ御  
座候、右ニ付鄙見書付久保清太郎へ遣し候間、高見如何、浦○親氏も東役、秋良○敦之も從行、  
來島○又兵衛も行、兄亦桂○小五郎 赤川○淡水 二生も江戸へ出る事非<sub>レ</sub>難、去年ノ光景可<sub>レ</sub>相像也、  
○八月晦日、萩藩  
主毛利親論告 今月朔日ノ大令ハ實ニ以事體重大、安<sub>ニ</sub>叡慮<sub>ノ</sub>の三字、公上滿腔の心、臣子たるも  
何以奉<sub>ニ</sub>對應<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>申哉、幕府之處置悉ク安<sub>ニ</sub>叡慮<sub>ニ</sub>候ハ、論ニも不<sub>レ</sub>及、無<sub>レ</sub>左候ハ、天下之大、  
悉ク公上之身上ニあり、立<sub>レ</sub>節倡<sub>レ</sub>始、濟<sub>レ</sub>艱、立<sub>レ</sub>勳、公等之責なり、公若有<sub>レ</sub>爲、寅在獄中、  
提<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>椽之大筆、以待焉、

(二) 吉田陰松書狀 ○原本見エズ、吉田家藏  
版「先生松陰遺著」所收

○上文  
略 曲足子○江緒五郎 より得<sub>レ</sub>書、○前收八月二十二日、  
怪物トアルモノ 回復も仕兼、是亦賦ニ一詩、梅○梅太郎、但シコノ原注  
領リ置申候、  
詩の事ナリ 此人の事に付、來原良三東行の節、託し候事も御座候間、申に及<sub>レ</sub>ざる事に候得共、  
女生の胸間推察致吳候様、御致聲可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、○東北遊日記、東征  
稿及ヒ關係狀必見 烏山母大病の由、可<sub>レ</sub>駭、長原  
は如何、

(安政二年)  
九月廿六日

(松陰、在野山獄)  
二十一回生

○宛名關ク、但シ前後ノ狀ヲ照考ス  
レバ、江戸ニアル久保清太郎ナリ

(三) 吉田松陰詩 ○萩市松陰神社藏  
「松陰詩稿」所收

讀<sub>ニ</sub>曲足子詩、依<sub>レ</sub>韻書懷、○安政二年八月二十二日、  
五郎(怪物)ノ狀末ト合見

功業逢<sub>ニ</sub>遼豕、文章見<sub>ニ</sub>蚩冷、口舌擊<sub>ニ</sub>胡虜、雋俗辱<sub>ニ</sub>林垌、節序秋方至、士林轉凋落、(零イ) 故人不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>、

見、千里雙眼青、益見悲懷、(把山、但シ本詩ノ圍點ハ把山ノ批ナリ) 忽自<sub>ニ</sub>千里字、起<sub>ニ</sub>悲風<sub>ニ</sub>以序景、

悲風鳴<sub>ニ</sub>戸隙、陰房晝亦局、却憶漢家業、幕南尙王庭、商於任<sub>ニ</sub>人詒、莫<sub>ニ</sub>復問<sub>ニ</sub>騷經、曲足子詩曰、  
手ニ衰蘭露、  
騷經ニ

殊朱點

(三) 吉田松陰書狀 ○本文首メ關ク、(松  
門烈士遺墨集所收)

○前  
略 御地 ○江  
戸 々々變 ○大地  
震 之事相聞へ、錯愕不<sub>レ</sub>尠、其内 君上 ○毛利  
敬親 様、諸殿御無異被<sub>レ</sub>遊<sub>ニ</sub>御

座<sub>ニ</sub>候段、欣<sub>レ</sub>拜、乃別業等相綴<sub>リ</sub>候、  
○久保清  
太郎 扱兄 ○中  
略 永原、蟻川、近澤、怪物 ○五  
郎 等孰も無難ニヤ、御知被<sub>レ</sub>下

度、烏山未ダ歸ラヌカ、○下記ナシ、但シ房州ヨリ  
桶町ノ自宅ニ云フナラン

(安政二年)

十月十八夜書<sub>レ</sub>之、終ラぬ内に最早第一鶏、○宛名關クト雖モ、前後狀ト照合スレバ、萩  
野山獄ヨリ江戸ニアル清太郎ニ遣リシナリ

(一四) 赤川淡水書翰 ○東京毛利  
元道藏

○上文 豊田彦次 事ハ略御談申上置候様、小納戸役方彰考館之總裁を兼職仕居、博聞、強記ハ當時  
獨歩之人物ニ御座候、佐久間山、并ニ吉田陰、杯ニ付候てハ、彼是と心配仕居申候、  
略、○下文

(安政二年)  
十一月十三日夜

(赤川淡水、水戸遊學中)

忠亮

(坪井九右衛門、在江戸)  
顔山翁

御左右

○道申略、但シ本狀ハ松陰ノ謝罪運動ノ依頼ニカ、  
ル、猶丙辰幽室文稿所見ノ與ニ坪井氏ニ書ト併看、  
(一五) 豊田彦次郎書翰 ○東京毛利  
元道藏

以ニ手紙ニ致ニ啓上ニ候、  
○中 然者御藩 之風説追々傳聞仕候處、吉田寅次郎儀如何ニ御坐候哉  
右ハ 公邊よりハ親預ニ被ニ仰出ニ候由承及申候處、何故揚り屋へ被ニ入置ニ候哉、元來吉田一儀  
蟄居被ニ仰付ニ候とは申者、全國家之爲を存込、右様之所爲ニも及候儀ニ而、其心根ニ於而無私  
段、公邊ニも御聞届被ニ遊、右様格別之御扱ニ相成候趣ニ御坐候、然るを御藩ニ而今揚り屋  
へ被ニ措置ニ候ハ、公邊を被ニ重候より之御扱トハ相察申候得共、永々之儀、萬一當人病發、  
牢死も仕候ハ、御藩ハ勿論、公邊之御徳義ニ迄拘ハリ候儀ニハ相成間敷也、旁以不ニ容易ニ  
儀ニ御坐候、因而右之儀相認申候、僕相識之私情難ニ忍と申而已ニ無之、此節夷狄之患と申、  
以上、

天變地妖無限、大憂有之折柄、有志之士ハ爲ニ國家、可ニ愛惜ニ勿論之儀ニ御座候付、公邊  
之御役人へ懇々談じ候様可仕歟と存候得共、夫迄ニも及申間敷、右事情ハ委敷御存之儀故、  
御藩中御役方へ宜敷御相談候て、公邊御趣意之通、親元預之御扱ニ相成様仕度企望此事ニ存  
候、病中甚厭ニ執筆ニ候得共、右之儀承候而猶豫難ニ相成ニ勉強相認申候、宜敷御察可被ニ下候、  
以上、

(安政二年)  
十一月十三日

(在水戸)  
豊田彦次郎

(同地遊學中)  
赤川淡水様  
緊要事

(一六) 鳥山新三郎書翰 ○東京吉  
田家藏

○前文三 肥後宮 兄五月廿九日之書、先達而到來、貴兄之事ニ付被ニ申候、御藩法嚴ニ過不申  
節略、  
哉などと御相談有之候、然し貴兄御狀之通、御藩法ヲ御敬し被ニ成候事申遣候、最早彼地へ相  
届候事と被ニ存候、  
○下文及ビ次 一、五藏 事、如何なる事ヲ貴兄へ申譯有之候哉、彼モト妻  
ヲ貯へ、子 女子ナヲ生候、期會ハ已ニ失シ、  
○兄ノ 無ニ詮方ニ罷仕候處、東條 一、  
○一、  
之志ニテ、彼レヲ歸國爲ニ致度よし被ニ頼候間、我等より書面遣し呼迎申候、然し賣りあるき候  
事ハ不ニ成様ニ異見ヲ加へ置候間、終始東條熱ニのミ蟄居申候、  
○コ、ニ云フ賣あるき云々トハ、法螺ノ  
注意カ、否ラザレバ遊蕩ノ性癖ナラン、

乍去彼レも才と口と之男ニテ、智と勇とハ少しく短なる男と被思召レ可然事ニ候、前々申上候通戰國ならバ遊説客ニしらならぬ男ニ御坐候、貴兄之知る所、近澤兄言之如く終憂死致候、可憐可憐、又兄言之功名客村上○寛ハ此節新堀ばたニ罷在候處、是も地震之爲ニ崩し家となり漸く助り候、乍然慷慨ハ已前之如く、先日も楠公再生ならでハ、我等之如き同志之人々ヲバ使へ得まじき由被申候、櫻任藏地震ニ付施行致候、夫故水府家より御褒賞ととし、百五十苞ヲ頂戴致候、多氣志樓○松浦ハ、先月十六日ニ蝦夷日誌獻上之爲、褒美ニ十兩金頂戴致候、是ハ公儀○幕府より之事ニ候、

水府家之柱礎之御兩人○東湖、戸田、沒故○地震、壓死ニ相成候趣ハ、定而最早御承知之事と存候、○次ノ二節略

(安政二年) 十一月廿七日

胸中種々多端之談有レ之候得共、諸友之往復ニ殆ど勞し申候、又々後便と閣筆、御海恕、

(在江戶日本橋桶町、鳥山新三郎) 會稽山上垂釣未得二魚一人

(在萩野山獄、吉田松陰)

安獄蓬頭主人

○吉田家藏、但シ右ノ狀ニ副ヘタル長文ノ櫻任藏、村上寛齋、佐藤民之助ナルモノ、對照ヲ詳述セル記事(二十一回叢書一ニハ)紀ニ任藏、寛齋ニ事ト見ユヲ略ス、但シ以上ノ二通ト安政三年二月松陰ノ松本村ニアル外叔久保五郎左衛門ニ遺リタル狀(東京市久保家藏)ト合看セヨ

(二七) 吉田松陰書狀○吉田庫三編松陰先生遺著所收(吉田家藏版)

○次ノ文ハ、松陰先生遺著所收七月十九日(安政三年)松本村父杉家ノ幽室ニアル松陰ヨリ江戸在勤ノ久保清太郎ニ宛テタル、追申末ナリ、五藏○江崎折には鳥山○新三に共行候哉、歸參○盛岡藩共出來候ハ、無ニ此上一妙也、

(二六) 江崎五郎詩○南部叢書八所收梧樓存稿ノ二

哭ニ義所鳥山新三郎○年月日ヲ註サズト雖モ、姑ラク安政三年七月二十九日、鳥山ノ死去後ニ掲ス、

人情反覆雨耶雪、世訴中懷獨有君、花際春風朝竝馬、燈前秋雨夜論文、嘗將兵略兩心許、期把儒裝同日焚、何料白駒郊外路、生獨一東哭ニ新墳、

(一九) 吉田松陰書狀○松陰先生遺著所收

(安政三年) 九月十七日夜、

去年の地動、僅かに靜まるや靜まらぬに、今年は又大風、大浪とは、○八月二十五日、關東大暴風扱々膽の冷たる事に御座候、併御無難可賀可賀、鳥山翁はいとをしき事共申さん方もなし、○新三郎ノ死去ヲ遠ク聞キテ云フ、左れば逆、翁の肉骨、親戚もなければ孰に向て弔言せん、畢世尊王、攘夷の志も九泉の下に埋れたとは、口惜しく、長原○武も鳥山の物故には驚嘆ならん、(松陰、在松本村幽室)寅

(久保(郎) 清太老兄

○江戸邸ニアリ、又毛利元道藏寫本ノ來原良藏年譜ニ「萬延元年庚申三月廿二日吉田及鳥山新三郎ノ墓ヲ弔ス」ト見ユ、但シ以上ノ二墓江戸ニアルモノニ對ス、

(二〇) 吉田松陰書狀 ○東京市長 原坦藏

鹽屋○鹽谷翁ノ高山○彦九耶○平蒲生○君合傳、御手ニ觸レ候ハ、御録贈可レ被下候、此文名譽ノ作ナリ、在ニ水戸一會テ一目ス、

挽ニ鳥山確齋、

幽閉秋深多ニ感傷、天涯又遇レ計ニ新喪、獄庭半面人千古、盟社三年夢一場、孤墓來祠遙ニ骨肉、生獨往弔隔ニ參商、知君身後關レ心處、傳世忠魂在ニ奉王、○次

(安政三年)

九月念九日

(松陰、在松本村)

寅

(在江戸) 清太○久保清 足下

(三一) 來原良藏日記 ○原題、來原良藏君日記、(東京毛利元遂藏寫本)

安政三年十月、○節錄、但シコノ歲來原良藏既ニ歸國、萩ニ在リ、

廿五日、於ニ江戸一鳥山新三郎先達而致ニ死去ニ候、右ハ先達而以來至而世話ニ成候ニ付、當地同志中申合、金武朱充出シ合、來島、桂へ差送り、江幡五郎へ文ヲ作ラセ候而、可レ然地ニ墓表ヲ立候様ニト、コノタビノ便リニ申遣候事、

(三二) 吉田松陰書狀 ○東京市木 戸幸一藏

貴地櫻○任桂○小五郎諸君、爲ニ鳥山○是レヨリ先本年七月二十八日死去、修墳之舉、早速同志中へ相話候處、孰も高義敬服、因テ與ニ鳥山一有レ舊人々各南嶺一片ツ、出し、其費ヲ助ケ度存念ニ而、乃別番之人々差出申候故贈上仕候、輕少之至ニハ候へ共、懷舊之情宜敷、櫻桂ニ君へ御演述可レ被下候、此外ニも同情ノ人數三人有レ之候處、此度ハ取急間ニ合不レ申故、附ニ後便ニ候、牌文之事、託ニ五藏○碑可レ然段、爰許同志同說ナリ、又僕謂ク助費ノ諸人、宜レ鐫ニ其姓名于墓背、是ハ徒ニ其名ヲ要スルニハ非ズ、題名アラバ他日子々孫々ニ至リ、或經ニ其墓ニ父祖ノ知舊鳥山子ノ墓タルヲ認ムルニ便ナラントノミ、此事必御建議可レ被成候、墓所在何地哉是又御知せ可レ被下候、頓首、

(安政三年) 十一月廿四日

(松陰、假リニ兄ノ名ヲ用フ、松本村ニアリ) 修道 拜

(久保(郎) 清太様 ○江戸邸ニアリ)

(別紙) 鳥山確齋碑之事、櫻、桂申談、誌ヲ僕へ書カセ候心構と、久保清カ申來候、先レ是僕碑誌ハ是非吾樓ニ託度と、久保へ申遣置候、此程ハ最早相達ツラメ、幸櫻、桂など任ニ其事ニ吳候へバ、東道有レ主ト云ベシ、諸盟臺募金もアラバ、急々ニ致度候、鄙算愚兄へ陳白致置候、



(以下皆在國)

- 土屋 彌之助
- 來原 良藏
- 二十一回猛士○松陰
- 中村 道太郎
- 中谷 正亮
- 杉 梅太郎

右各金貳朱ツ、合テ三步金致ニ送上候、御落掌可被下候、以上、

(安政三年十一月) 廿四日

(久保(郎)(在江戸) 清太足下

(松陰、兄ノ名ヲ川フ) 修道拜

(三) 烏山新三郎墓碑銘 原題、義所烏山君墓誌銘(江崎五郎撰)

義所烏山君歿、吉田矩方自長門囑其親姻、來謁曰、君之名節赫在天下、固不待吾輩表襮者、願吾與子同受知於君、而無文以傳之、則是負交也、但吾廢斥禁鋼、嚴與世絕、而其受君知最久者、莫如子、則誌銘之任、舍子將誰望哉、予曰諾、君諱景清、稱新三郎、義

所其號、安房人、其先遠於八幡源公、從新田氏勤於王家、忠武世聲、後輔里見氏、里見氏滅、降在民間、君幼聞家系、嘆曰吾亦名族之裔、奈何老於畎畝哉、乃負笈遊江都、從一堂東條先生、又受兵法環龜加藤翁、○後文略、南部設書八所收梧樓存稿ニ據ル、但シ右同文ノ行間ト上欄外ハ土屋蕭海ニ爲レルモノハ松陰以下輯録ノ二十一回叢書(秋松陰神社藏)ニ收ム、但シ五郎ノ遺稿ナル愛國餘話旅ノ菴ニモ同文ヲ收ムレド、梧樓存稿所收ノ字句トハ少シク異同アリ、

(四) 小國剛藏書翰 ○吉田家藏

獲足下去月初九日之書欣慰、來復情誼兼至、一面之識如此、蓋以神交相報之文歟、將有大義所感孚歟、敬服々々、歲寒窓放言、東潛夫論、(著)貴箸東北遊日記、及岸御園子所藏燕居偶筆、善庵隨筆、敏鎌、如不及齋叢書共七本謹收、御園未及相見、而友誼之厚、爲人可不知、幸爲僕致意、餘滴、新論○會澤伯民ノ撰ナラン、不妨緩覽矣、○中略、烏山義所碑銘一讀、追憶往事、不覺淚洒紙上、江幡通高會聞諸小倉○健作子、略知其爲人、天未假良緣、無由披雲○次ニ五郎小野應介ノ刀ヲ贈レルニ謝スル五言絶句ヲ引ク、既收松陰ノ之ガ跋參照、故ニ之ヲ略ス、是非通高之韻乎、其風采亦可思、然而窃聞、屢爲國難○盛岡藩主廢立ノ内争ヲ云フ、決死、每與人永訣、而未聞處置之詳、豈得無世議涉虛喝乎、天下既以亡友義所碑銘ニ埃ス斯人、又以舊交見報、共有必所興者、故及之、碑文及歲寒窓放言、如不及齋叢書謹壁上、餘留置、放言次二冊願借觀焉、○コレハ前額松陰ヨリ借覽セルモノ、内、大部ヲ返シ、東潛夫論、東北遊日記ヲナホ借覽スルヲ云フ、國家多事、歲且除、足下保愛爲上、武彞再拜、

○コ、ニ自署セザルモ、本文末ニ見ユ  
蓋シ阿武郡須佐村ニ居住ノ小國トス、

(安政四年)  
臘月十三日

(在松本村)(松陰)  
吉田賢契

侍史

○次ノ追申ヲ略ス、但シ丁巳幽室文編所收ノ復ニ小國剛藏ニナル文ヲ參考、  
又右ニ云フ東北遊日記ハ初稿本ナラズ、他筆自訂書入本ナルベキカ、

(二五) 吉田榮太郎書翰 (松陰門人、  
吉田家藏)

○前(密) 蜜議一條と題セン文虎生○江幡五郎ノ任ノ事、書有レ之分、江幡ニ渡ス、江幡奇也妙也ト大悦之  
言ヲ吐カレ申候、○宮部○鼎藏長鳥○永鳥三平ノ事竝可レ驚、○江幡方ノ此御受取可レ被レ成候、○先日  
櫻○任藏ヲ訪候處、楓番處串ヲ轉宅シ、牛込ニ在ル由、春ニ成テハ參可レ申候、  
○小倉○健作君仙臺ヲ去玉ひし由、其後踏跡未レ分、○下略、但シ小倉ニ就キテ  
ハ、後收ノ五郎狀參考、

(安政四年)  
十二月廿五日書語

(吉田榮太郎、在江戸)

秀實  
再拜

(在松本村)  
松陰貴師

(小國剛藏)  
靜齋貴師 ○次ニ追申二節アレド略ス、  
但シ剛藏ハ須佐村ニアリ、

(二六) 吉田松陰書狀 ○山口縣德山市  
梅原成美藏

○前 略、○亡友鳥山○新三郎墓碑、入ニ高覽ニ候、是ハ例ノ江幡が作ニ而、貴望ニハ合申間布候ヘ共、僕  
輩交舊、交不レ欲レ變、又知ニ鳥山事者、此外無レ之ニ付、如レ右候、是等ハ他日拜面可ニ盡陳、  
也、○下略、

(安政五年)  
正月四日

(松陰、在松本村)  
寅白

○次ニ一節アリテ、宛名ナケレド、周防國遠崎居住ノ僧  
月性ニ宛テタルモノナリ、但シ月性本年五月十日寂ス、

(二七) 吉田松陰書狀 ○東京市賀  
集亮二藏

癸丑、甲寅已來時事一變、消息遼濶、扱先生備中○節齋年譜ニ據レバ、安政四年、萬延元年  
間、備後藤江村山路機谷ノ許ニ居タリ、御卜居之  
由、藩僧月性○周防人昨年歸國、初而得ニ其詳ニ申候、先生筆研御清適と遙想奉ニ拜賀ニ候、○中  
幡○五郎生ハ不レ絶消息承候、此行○玄瑞東上ノ  
コトニ係ル、玄瑞生も江幡ヲ訪候積ニ御座候、萬々不レ竭ニ書中  
候、時下御自重爲レ道、是祈、

(安政五年)  
二月十九日

(在松本村)  
吉田寅次郎  
再拜

(在備後藤井村)  
森田節齋先生  
案右

墨夷 ○アメリカ船 消息日益甚矣、天下時勢乃至于此、浩嘆々々、

(二六) 吉田松陰書狀 ○東京市榊取三郎藏

阿月、貴書達書、御壯志 ○攘夷ノ妙々、

○前ノ一 江幡 櫻任藏、長原武ナドへ別ニ添書不致候間、秀實 ○吉田榮太郎 御申合御紹介可

被下候、江幡文虎 ○五郎 若西遊ノ思立も御座候ハ、秀實カ若クハ老兄方有隣 ○富清太 ○久

へ御添書可被成候、松如屋 ○土 へハ吾樓 ○江 自書アルベシ、併文虎此節何如ノ状態ニ候哉 ○下

(安政五年)

二月廿八日夜、松洞浦 ○松 至、且談且書、 ○次ニナホ一節餘

(在松本村) 松陰囚奴

(久坂玄瑞カ) 觀月先生 ○當時既ニ相州警衛ヨリ萩ニ歸リ、ソノ居住ナル松本村ノ俗字觀月河原ニアリシ小田村伊之助ニ  
モカク呼ビタリシガ、本狀并ニ前後ノ關係狀ト照合スレバ、恰モ東行中ノ久坂玄瑞ニ似タリ、否  
ラザレバ小田村ノ名ヲ 借リシカ、猶考ヘヨ、 座右

(二九) 吉田松陰書狀 ○東京吉田家藏

○前文 吉松 郎 ○當時江戸ニアリタル門人吉田榮太 論ハ先書ニも申上候、 ○以上ノ意ハコノ前後、松陰ガ久坂ニ與ヘ  
略 松浦松洞二人ノ略稱ナラン、 タル書狀并ニ關係狀ヲ合見シレバ明知ス、

先夫なりニ可被成置候、文虎何トゾ西遊サセ度ものナリ、是までハ昨夜ノ書也、是よりハ  
今夜八日之書也、 ○下文及ビ次 文一節略、

(安政五年) 六月廿八日

(在松本村) 松陰寅白

(在江戸久坂玄瑞) ○次ノ追申及ビ 別紙ノ長文略、

(三〇) 吉田榮太郎書翰 ○萩市寺田市右衛門藏

○首メニ尙々書、及 ○赤 ○赤川 久 ○久坂 之兩君如何被成候歟と奉案候、 ○當時二人京都ニアリシガ、退京命  
ビ本文ノ一節略、 ○淡水、 合ヲ受ク、コノ前後事情ハ松陰關係  
ノ諸狀ニテ明 察ス、参考、直八 ○時 杉藏 ○入、 への書御讀可被遣下候、一小人ノ噂に御不審懸りとかニ相成  
候由誠歟、先ハ杉藏歸著、再可申上之如此ニ御座候、當地ハ爲何評判も無之故、可ニ申上  
事御座候、尙江幡五郎先生、小石川傳通院ニ隱遁致せし候由、如何之策にや、

(安政五年) 八月八日

(吉田、在江戸) 榮太郎 再拜

(在松本村) 松陰先生様

松洞 ○松 浦、も壯健ニ御座候、杉藏歸邸之儀申聞スベキと奉存候へ共無致方、成丈ケ早く聞  
せ候積ニ御座候、

(三) 江幡五郎詩

○南部叢書八所 收稿樓存稿二、

在ニ小石川精舍、○年月日註サズ、姑ラク  
安政五年八月後ニ揭ス、

寒徹ニ衣衾ニ欲レ作レ霖、僧房顧影嘆レ貧深、笑他丈六彌陀佛、不レ碎ニ全身ニ散ニ寸金、

吉田榮太郎書翰 ○東京吉田家藏

○前文數 又々申上候、江幡五郎先生事、此間も申上候如く通傳院

○小石

通居候由、其後未レ逢、

如何ニ致シ可レ申歟、妙策ハ無レ之候哉、○下文數

略、

(安政五年) 八月十四日

○名書キタレド、本文ノ意及ビ筆蹟ニテ、江戸ニアル吉田榮太郎ナリ

○宛名書カザレド、蓋シ松本村幽因中ノ松陰、(次ニナホ追申アレド略ス、)

(三) 江幡五郎書翰

○東京吉田家藏

敢將ニ晚節ニ等ニ瓢蓬、欲レ傲摧霜打ニ雨中、但爲ニ時情忘ニ孤特、立ニ人籬下ニ泣ニ秋風、咏菊、

快刀堅甲是天成、喚作ニ無腸底等名、虜船連年窺レ海日、沙邊憐汝獨橫行、題、○梧樓存稿ニモ亦

百ニ無腸公子名、故警風上街夕、鼓力聲裡亦橫行ト見、然、天將ニ劍甲付ニ斯生、愧

也、松如○士、之評再考之上、取舍可ニ申上、久保○清太、氏へも可レ然、小倉○健、仙臺之よし、文虎

兄○五郎、ハ當時在ニ我家、○小石川傳、近日中書を呈候節、近頃之情事も可レ盡、先今日は御報まで如

通院カ、

此、

(安政五年八月十四日後ナラン) 廿一日

(在江戸江幡五郎) 通高

(在松本松陰)

猪牙翁

○五郎ノ名ヲ通正ト稱シ、コトハ、宮部ノ東北旅行日記ニ見エタレド、現存松陰關係書狀ニテ通高

彼レノ名ナリシナラン、又江幡ヲ那珂、通正ヲ通高ト改メシ年月ハ少シク不詳ナリ、然シ今年既ニ江幡ナラザ

ルコト前收ノ松陰狀、ソノ他ニテ凡ソ知ルベク、更ニ名ヲ通高ト改メシハ是レヨリ先嘉永六年頃ナルガ如シ、

且猪牙ハ松陰ノ諱名ナルコト、既ニ山縣半藏ノ「敬字日記」ニテ知ラレタリ

(三) 江幡五郎書翰 ○東京吉田家藏

○前紙切レテ文闕ク、又仙臺を去しよし、○蓋シ小倉健 都合無レ可レ觀之形勢、ミニストルを都下に館するの議、

略決せると聞、他は待ニ後鴻、不一、

○年月日ヲ闕ク、但シ前後ノ關係狀ニ照合スレバ安政五年八月後ナルベシ、

(五郎、在江戸) 通高

(外封) 松陰、在松本村) 吉田老盟 御坐下

## 松陰、二十一回猛士命名動機と其殉國的精神表徴

松陰は天保元年八月四日、長門國阿武郡松本村に出生、即ち萩藩士杉百合之助の次男で、母は瀧と云つた。幼名は虎之助、後ち大次(二トモ)郎、更に松次(二トモ)郎と改め、最後に寅次(二)郎と定めた。名は矩方、字は子義(嘉永二年頃ヨリ用フ)又は義卿、號は松陰、最初の假號に蓬髮生、二十一回猛士とは別號で、且戲號に無一、清室、瓢一房、柿實山人あり、一時の偽名を松野他三郎(東北亡命ノ首途ニ係ル)、變名を瓜中萬二(吉田家紋名、但シ下田蹈海ノ時ニ用フ)、諱名に仙人(江戸遊學以來)、猪牙(同上頃ヨリカ、但シソノ初見ハ嘉永五年東北亡命ヨリ歸江ニ係ル)など呼ばれた。

右の内幼名以下の數稱は、松陰の全生涯に於ける一般の通稱に過ぎぬが、然し本論の推究上、彼れの書狀に自署した假號、匿名、雅號、戲號其餘の名稱を指摘して、東北亡命旅行の影響と關聯せる其の體驗より、竟に決定した即ち松陰なる正號と、又之と相俟つて後ちの二十一回猛士てふ別號の因由に歸納を試みてみよう。今余の書庫に在る松陰關係の所謂參考書から、大凡そ諸氏に遺つた彼れの手紙及び遺稿等より、該の自署名を抄出すると、

- (一) 五月十四日(嘉永四年)、頑弟大、(兄杉梅太郎宛狀、但シ後ノ自署ニ劣弟大、愚弟大、愚物大ナド見ユ、以下前例ノ下ニアル名ト附辭等ハ省ク)、
- (二) 五月二十七日、頑姪大、(叔父玉木文之進宛、後チ頑侄大、頑大侄ナド)、

- (三) 八月九日(同)、頑兒矩方、(父百合之助宛、後チ頑大、不肯兒ナド)
- (四) 九月四日(同五年)、辱知生、(齋藤新太郎宛、後チ辱知生、辱知死名、辱交弟ナド)
- (五) 壬子九月七日(同)、蓬髮生、(舊鈔所見)
- (六) 嘉永壬子(同)十一月十一日、松陰蓬頭子吉田大次郎藤(原)矩方、(壬子歸國後讀書抄出目錄所見、後チ松陰蓬頭生、松陰、松陰未死人、松陰男子ナド)
- (七) 癸丑(同)正月、松陰箕踞生、(中村道太郎宛)
- (八) (年月日闕、但シ安政元年十月二十四日頃カ)、二十一回見(父宛、但シ後出ノ一四項參照)
- (九) 十一月(同)九、十、十一日(追書狀)、二十一回生、(兄梅太郎宛、後チ二十一回弟トモ)
- (一〇) 三月十二日(安政三年)、松本ノ無名氏(某宛、後チ無名氏トモ)
- (一一) 六月(同)、無名愚物、(僧月性宛)
- (一二) 七月六日(同)、囚奴、(土屋矢之助宛、後チ松下囚奴、長門囚奴、松下ノ囚奴、草莽囚奴ナド、但シ後出二〇項參照)
- (一三) 十月(同)、松本村、(吉野善作、河野數馬兩人宛)
- (一四) 二十四日(同年十一月)、二十一回猛士、(久保清太郎宛、後チ二十一回、二十一回生、一回生ナド、但シ後出ノ二一項參照)
- (一五) 八月十五日(同)、松下塾、(山田七兵衛宛、後チ松塾トモ)
- (一六) 八月二十一日(同)、幽囚罪人、(益田彈正宛)

- (一七) 十三日(同年十二月)、松本根太郎(佐世八十郎宛、蓋シ是レヨリ先ノ命名ナル松陰ノ號ト異文同意)  
 (一八) 十二月十九日(同)、野山ノ舊囚奴(來島又兵衛、桂小五郎兩宛、後チ野山囚奴、野山、野山罪人ナド)、  
 (一九) 二月四日(安政六年)、希望生(小田村伊之助宛)、  
 (二〇) 十月八日(同)、松下陳人(熊本藩士某宛)、  
 (二一) 二十三日(同十月)、同(本月二十七日斬罪直前ノ最後ニ同獄ノ隣房ニ在ル小林良典宛、但シ書狀トシテノ總筆ノ一ナラン、)

以上の例は、謂はゞ一時の謙遜的略稱、乃至は戲號、匿名、諷刺名であるが、東北に遊歴する際の姓名は「吉田次郎」で、又原姓と名は「藤原矩方」、且字は概ね「子義」であつた。

然るに爰に注目せざるべからざるは、嘉永四年十二月十四日東北遊歴許可に尋いで過書の交附遅引より、松陰は之を疑義焦慮し、加之予既に宮部と江幡と同行の約を爲し、明日江戸を發軔すると云ふのに、未だ該の地方通行證が交附に爲らぬを憤慨し、右の日斷然意を決して櫻田邸を出走し、即ち藩法を破つて亡命の罪を自取し、東北遊歴に就いたのであるが、後とから追捕の及ぶのを恐れ、見知らぬ宿には松野他三郎と偽名して投宿した。是れ松陰が前記の姓名と原姓や字以外に、未だ號も別號も有たぬ彼れには、初の偽名であり變稱であつた。換言すれば松陰の東北遊歴は、自ら作した所謂亡命旅行で、又從來の姓名字以外に、縦ひ夫れが一時にせよ、右の様な偽名を用ひたのは生れてから始めてで、従つて今余の手に藏する限りの參考資料に據つて姑らく假定すると、是れまでの松陰には自己の前顯名稱他に、猶文人的雅號さへも無かつたやうである。

當時彼れには全く雅號がなかつたと想定してよいが、若し今假りに雅號があつたと見做すとも眞の雅號、即ち後に言ふところの松陰は、實に翌年四月五日東北より江戸に歸り、十日櫻田邸に自首して處決を乞ひ、尋いで歸國を命ぜられて十八日出發、五月十二日萩に著き、松本村字清水口の親類高洲家に寓居中の父が許に預けられて屏居、待罪の間、嘗て水戸に至つて國史、國體學の何ものかを始めて知らされ、それから目的の東北に入り、其の地方の民情、地勢、特に北門防備等を視察した彼れの細緻な印象と體驗が、悉く前後の紀行文中等一の名文を以て稱される「東北遊日記」となり、且其の行途中既に發せる家郷及び友人等への書翰となつたのである。取分け本行の日記を増訂、推蔽して整稿する傍ら、盛んに國史、國體學を強讀且抄出に専念したのみならず、銳利な其の經驗から、爰に思想上にも精神上にも一大轉機を創發せしむるに及んで、松陰は其の没頭、研究場裡から假りの號を立てたのが、壬子歸國後讀書抄出目録中の嘉永五年九月七日條に「蓬髮生」として、初めて見られるものであらう。無論斯の號は境遇の一時の戲號であるが、尋いで同じく十一月十一日の書畢りに「松陰蓬頭子」と二號を並べし其のうちの後者を以て、とりもなほさず自分の正號と定めるに至つた。乃ち之が松抑々陰なる使用の始めて、詰り彼れは謹慎して東北亡命罪の裁決を待つ間、國史の勉強から假りに戲號した蓬髮生てふより、一步進めて蓬頭子(後チ生トモ)とし、更に自己の現想を表徴せしむる爲め、超越的の正號を案出し、「松陰」と撰定したことにならう。此れは大いに興味ある問題で、又東北亡命と切離しては解釋されない。

是れより先松陰の幼名が虎之助であつたのを、天保六年叔父吉田大助の養子と爲り、尋いで其の歿後を繼ぐ

に至り、彼れは始めて大次郎と改めた。然るに後ちの嘉永五年十二月九日、東北亡命旅行の罪に因つて、遂に毛利家を追放されたが、爰に又思ふ所あつて、従來の大次郎を松次郎と改めた。けれど藩主が彼れの將來を惜んで、父百合之助に内諭し、他日の報效を期さしめ、向ふ十年間諸國修業を願出でた。藩は其の旨のある所を知り、直ちに許可したので、翌六年六月二十六日松本村を發し、更生の旅に上つた。乃で又彼れは三度び通稱を改へて寅次郎とした。但し以後は變更しなかつたのである。

さて茲に及んで想到すべきは、彼れの正號と決定した(同年十一月と思ふ)松陰の意こそ、郷里松本村に因んで命名したのは、前出自署中の例や彼れの松下村塾記、其他手紙や詩句などで屢々領かれる。扱又是れより先假りの戲號なる蓬髮生から、尋いで蓬頭子と爲すに於て、其の以前か同時か直後か將又十一月十一日か明證されぬが、兎に角是の最後の月日に二箇を書並べて「松陰蓬頭子」としたのは、注目に値すべきことで、彼れの精神的轉機と關聯し、重要に認められる命號であつた。殊に彼れの思想的劃期を有力に傍見されるのは、同年十二月と明る年正月に通稱を改めたことでないか。孰れにしても東北亡命旅行より干繋、結果した思想の轉回を意味する命名と斷言してよからう。

更に驚異的に注目を牽かれるのは、松陰てふ號の撰定まもなく、爾後彼れが歴々たる殉國的運動へ身を投ずるに及び、其の爲め常に不撓なる決意を以て、之に臨む信念を自ら表徴する爲め、又別の號を立て、「二十一回猛士」と命名したことである。併しながら是れ亦曩の松陰の因由と相俟つて、双對的に連携した偶然否必然

の立案であつたと謂へよう。

元來松陰の斯の數字の異號に就いては、後ち安政元年(東北亡命後三年目)十一月二日萩の野山獄(下田蹈海罪ニ因り、江戸傳馬獄ヨリ之ニ移サル)中に於て、前後發奮の動機、信念を披瀝せる即ち「二十一回猛士説」で詳しく述べられたのに、先づ據ると、

吾れ庚寅の年を以て杉家に生れ、已に長じて吉田家を嗣ぐ、甲寅の年(安政元年三月二十七日夜、下田砲船ノ米糧ニ投ジ、彼ノ國ニ密航セントス、拒ミ還サレテ明日自首シ、四月十五日傳馬獄ニ拘致サル)、罪ありて獄に下る、夢に神人あり、與ふるに一刺を以てす、文に曰く二十一回猛士と、忽ち覺む、因つて思ふに、杉の字は二十一の象あり、吉田の家も亦二十一の象あり、吾が名は寅、寅は虎に屬す、虎の德は猛なり、吾れ卑微にして孱弱、虎の猛を以て師と爲すに非むば、安んぞ士たることを得ん、(下文後ニ分收、繼看、但シ原漢文、)

と冒頭に、其の由來を述べたので、先づ該の命名所以と數字の説明が試みられてゐる。

幕府は松陰の去る下田密航未遂罪を斷じ、同年九月十八日毛利氏の麻布藩邸に移し、二十三日江戸より檻送せしめ、十月二十四日萩の野山獄に繋いた。乃ち其の翌月に前引の説を作したのである。然るに同二年十二月十五日萩藩が野山獄に置くのは、適當の評があつたので保釋的に父に預け、其の家の一室に禁錮させた。彼れの松下村塾は斯の幽囚室の講述から濫觸されるのであるが、翌三年春に及んで、更に「續二十一回猛士説」を追述し、猶も是の前後間の心境を自ら強調した。即ち、

余前に二十一回猛士の説を著し、又三餘、七生の説を撰す、幽囚の室、半間に膝を容れ、右に三餘讀書の四字を題

し、左に七生滅賊の四字を題す、日夜優悠として其の間に坐臥す、族人交々謂ひて曰く、今試みに三を以て七に乗ずれば、亦二十一を得ずやと、余躍然として曰く、善し吾が心を獲たりと、因つて其説を續いで曰く、三餘讀書は七生滅賊の本なり、七生滅賊は三餘讀書の効なり、其本なくして其効ある者は、未だ之れあらざるなり、(下文略、但シ原漢文)、右の如く、正續の説何れにも二十一なる數字に就き辯明してをる。

畢竟之は獄中或は杉家幽囚中に於て、彼れの夢感通り率直に記述したのであらう。然し夢想に據る斯の二十一なる数字的算定の心的根柢、原因、影響は、東北亡命前後間に熟讀し、又友人、門下に勤めて措かなかつた支那の二十一史より享けた深刻な印象と、又其の私淑から發した夢現上の構作であつたと推定したい。東北亡命の行きがけに、豫ねて憧憬した水戸學を實地に見てより、自己の學究と思想に一大革命を喚起され、江戸及び郷藩に歸來、縦ひ屏居待罪に在ると雖も、遽に老且難解の國史、國典類を貪るが如く涉獵、抄録し、其の爲めの褻身的境裡から彼の蓬髮生なる最初の戲號が案出され、續いで松陰の正號を創定されたが、猶且二十一史は勿論、彼の國の資治通鑑や其の綱目、史記の如きは決して棄てず、依然其等を熟讀したのが、松陰の遺著や書狀に多見される。詰り彼れが夢の神人より啓示された二十一なる數字は、恐らく二十一史の熟讀、私淑の強意識より促された現象であると言ふに憚らぬ臆測の例は、彼れの遺稿と書信に夥しく得られるが、今煩しいから省き、但だ其の成立を知るに資せらるゝ肝心な要文を擧げてみよう。

松陰の現存書狀中、自ら「二十一兒」を自著し、同時に之を發表した抑々の最初と見做されるのは、前顯表示のやうに、安政元年十月二十四日頃と思はれるが、當時萩城下の野山獄より其の東郊なる松本村字新道に居住した父との贈答狀である。  
是れより先嘉永五年六月十日、江戸に在る土屋矢之助が、松本の父宅に拘囚されてゐる友人の松陰に遣つた狀中に、

(前文略)、幽囚中、二十一史研之精之、古今之得失、治亂之興敗、聖賢姦邪之進退出處、奇節偉常、山林魂柯之士、尙而論之、豈不一大快事、(後文略)

の如き激勵の言葉にも、幽囚中彼れが二十一史の記事に對する大きな興味を牽かれてゐたのに想到すべきではないか。同六年正月松陰の父は是れまで清水口の高洲家に假寓してゐたが、是の月(日不詳)同村字新道に借家して移つた。其の翌安政元年に松陰は彼の下田沖米艦搭乗罪の爲め、傳馬獄に繋がれて居つたので、江戸に在る土屋が、同年九月四日彼れに遣つた手紙に、

(前節一行略)、幽囚之情況如何、艱乎苦乎、將大快乎、靜坐一室、回視去年以來之履歷、(東北亡命待罪裁決ヨリ、下田踏海マデニ係ル)想其所得可レ知也、(下文略)  
恠うある。但し右には二十一史のことを書いてゐないが、前々年の狀と異文同意に外ならぬ。  
さて二十一回猛士の別號を確立した初見は、同年十一月一、二日野山の松陰と松本の兄の往復書面に據る。次に該の本文(松陰)を掲げると、

二十一回兇とは、何と云事かや、(以上ノ回以下の傍ニ、松陰之ニ復シテ「別紙之通」ト註ス、別紙トハ即チ「二十一回猛士説」ヲ云フ、次文略、)



斯くして彼れの二十一回猛士説は、始め家兄に贈つたのである。

其の後僅に五日、梅太郎から然も「二十一回猛士坐下」と最後に宛書きした状が獄内に届けられ、又之に松陰が傍記して答へた兄弟の往復に據つて、其の動機や命名所以が、余の前述推論に對して殆ど的一致してをり、即ち次の通りである。

二十一回猛士之説、可レ喜可レ愛、奮志并レ氣尤妙、然至レ今十八回之猛アラバ、タマリ不レ申、莫ニ多言、々々々、汝之此言、幕裁綾ナリトモ、藩議下レ獄ス所以ナリ、莫ニ多言、必族(セ脱カ)ラレン、吾願クハ以ニ二十一回之猛、彼ガ二十一代之史ヲ歴觀シ、治亂興亡ノ然ル所以ヲ胸中ニ畜ヘ、有用之大著述アラン事ヲ、聞、史馬子長在レ獄、輯ニ史記、汝亦傲(ヘ脱カ)、(下文略)

且又右を松陰自らが裏書してゐる例を引くと、同年十二月二十四日兄に贈つたのに、

一漢土沿革圖モ傍ニ書テアルコトニ削ルベキコトアリ、増タキコトアリ、因テ(資治)通鑑并ニ二十一代中ヨリ抄録シテ、沿革圖付録仕リ度候、(前後略)

以上にも亦、二十一史にいたく傾向してゐたのが割切的に認められよう。

越えて安政二年四月二日、松陰は野山獄に在つて、彼の「三餘説」を撰し、自ら警め且讀書して最も奮勵するに力めた。其の翌年三月十五日彼れ復た「七生説」を作し、七生報國の絶對信念を披瀝した歳の七月八日、既に江戸より萩に歸つてゐた土屋が、新道の杉家に拘禁中の松陰に遣つた手紙の末文に、

兄幽囚獨居、講道研レ史、才益勇、識益明、與僕區々授讀兒童、以養老母、間以遇ニ生字、爲レ喜者、有ニ間然、而發ニ

春草之歎、何哉、嗚呼是所、以爲ニ二十一回猛士ニ也、

と述べゐる。是れは嘗て土屋が江戸傳馬獄に繋がれてゐた松陰に書翰を與へ、其の幽囚中の身境を目し、自己發見的の意味に於て、羨望し謳歌し激勵したのと、全く同じであると言つてよからう。

既に松陰は姑らく父の許に下げられた僅二日目より、狹隘な幽室に在つて父兄と外叔に孟子を講じ始めた。斯くの如きは實に彼れの天成的教育家の素質を物語るもので、後ち斯の境裡の中から尙に郷學の振興を試み、則ち之が即て天下に呼號する根本と爲つた。同四年十一月五日松陰は杉宅地内に在る小屋を修補して村塾に充てたのが、今萩に保存される彼れの所謂松下村塾で、其の際に作した彼れの「村塾記事」中にも亦、

(前文略)、以ニ二十一代及資治通鑑、各自(塾生ヲ云フ)爲レ課、欲ニ專修見功、(後略)、

など、學課のうちに依然支那の史書を熱要した。

ところで松陰の殉國的信念號なる二十一回猛士の二十一てふ算定由來は、姑らく既述の自説に従ふとするが、然し其の所以が孰れにあつても、要するに彼れは一生に於て國家の重大事に身を投じて盡瘁せんとし、従つて該の信念を達成するまでには、畢竟夢の神人の諭しを遵つて、二十一回の受難、窮窮を覺悟し、其の全回を遂行して止む、不撓の決意を偶する別號を本號(松陰)の外に案出して使用するに當り、自己の大義明分を之に係けた意識を以てしたのである。實に斯の別號と云ひ、曩の正號と云ひ、彼れの思想、信念を各自に支持し維持する偉大な表徴の名稱であると謂へよう。

是れより先、彼れが始めて「二十一回猛士説」を作し、其の數字の由つて來るを述べた次ぎに、

吾れ生來事に臨みて、猛を爲せしこと、凡そ三度びなり、而るに或は罪を獲、或は謗を取り、今は則ち獄に下りて、復た爲すること能はず、而して猛の末だ遂げざるもの、尙十八回あり、其責も亦重し、(前文既二分掲、繼看、後文略)

かうある。當時(安政元年十一月)彼れが斯る強力信念下に、用猛せしこと早くも三回であつた。即ち第一回は東北亡命旅行、第二回は嘉永六年六月四日米艦が浦賀に來たのを聞くや、松陰は直ちに赴いて探査し、十日江戸に歸つてから、時局の急迫を慨し、曩に東北亡命の罪を以て脱籍し、現在は唯だ他日の報效、再勳を自他より瞻望せられる諸國修業の身なるをも顧みず、八月に至り將及私言なる外夷の侵禍に對する策の建白文を、毛利の江戸邸吏に呈したのが、幸ひにして藩主に達見せられた。然るに藩の要人中には彼れの越權、過激の行動を誹謗し、剩へ追放中の身を以て之に出づるが如きに於て、將に罪に問はんとする形勢さへ起つたのも恐れず、尋いで急務條議、海戰策、急務策、急務則、接夷私議などを順次に作して藩に呈し、或は要人の覺醒、奮起に資した。斯の將及私言以下の上書若しくは撰述を以て、後年松陰は自己用猛の第二に算えてをり、又三度目は翌安政元年三月彼の下田蹈海罪を以て、幕府の傳馬獄に投ぜられたのを云ふのである。

愈々幕府が最後の手段として、彼の安政の大獄を起し、尊攘の公卿、僧侶、神官、浪士といはず、各所に之を捕縛して江戸傳馬獄に拘致するに出でた、果せる哉其の六年五月十四日、萩藩にも亦松陰をして東送の命を下した。序でに之の前後に於ける彼れの居所と、松下村塾の起閉に就いて言つて置くと便宜がよからう。是れより先同二年十二月萩藩は松陰を釋し、松木村宇新道の父杉宅に下げて幽し、外他に接するを禁じたにも拘は

らず、聽て近隣の子弟中には、密かに來て講授を受ける者があつた。夫れが漸次加はつて、自然に非公式の村塾を創る基となり、年を越す毎に盛んになつたが固より塾名は無かつた。然も當時前後、既に松陰の叔父玉木文之進の開いた「松下村塾」の名は、外叔久保五郎左衛門が新道より直近の清水口に之を受け襲いて經營してゐたのである。けれども松陰が杉家の幽室に於ける邑學は益々潛盛力を示し、従つて外叔の松下村塾生中には、又窃に來て學ぶ者があつたので、爰に知らず兩者の生徒が殆ど一體と爲る優勢に赴いた。

安政四年十一月五日、禁錮の松陰は外叔と戮力して杉家の宅地内に在る小屋を修補し、八疊一間を得て之を村塾に充てゝ開いた。爾來松陰は幽囚室に居ると雖も、時には塾に臨んで教學を支持した。是れが松陰の謂はゞ松下村塾としての個人的建物であつたが、未だ有罪の身であるから表面の塾主は外叔であつたことになる。故に其の際松陰と久保氏は事實各自に新舊の塾舎を持つてゐたが、松陰の殉國的邑學教育は隠然として松本村の内外に聞えるに至つたので、何時しか舊塾は之に合した形となり、其の名は新塾の方に實は合體して了つたのである。元來久保氏の塾は居住を兼ねたところで、松陰の新塾が盛んとなつても廢したのでなく、詰り松陰なる人物を中心として、兩塾生の爲め一塾的に協同して併用したまでゝあらう。

其の後に及び、新塾は生徒の増加と共に必然狹隘となり、三疊と七疊半二間を増築して落成したのが同五年三月十一日で、以來松陰は概ね塾生と寢食を共同した。然るに松陰の村塾教育が漸く藩の信する所となり、其の年七月二十日特に禁錮の彼れをして門人を塾舎に引見せしめ、始めて吉田家學に限る教授を許可した。爰に及んで彼れの村塾は公然獨立の形體と爲つたのである。蓋し世に謂ふ松下村塾の創成、基礎は、夙に松陰が杉

家に保釋以後に發せられたのは言ふまでもないが、苟しくも幽囚の身分を以て村塾の主宰者となり、家學教授を官許されたのは、實に右の年月日である。爾來松陰は村塾を擁して諸書を講じ、尊攘を討究し、殉國的教育を課し、剩さへ窃に幕府要路者の暗殺を指令する如き過激の行動ありとて、藩は之を危険視し、遂に同年十一月二十九日松陰を復た杉家の一室に嚴囚せしめた。茲に至つて彼れの公然經營せる村塾は僅に前後六箇月で閉鎖した。又曩に杉宅地内の小屋を修補し、塾舎に充て、窃に開設してからすれば、一年一箇月である。然し夫れまでの彼れが學績と思想的効果は實に偉大で、今一々歴舉するまでもなからう。其の翌月五日藩は村塾教育間、松陰を事毎に不穩の所爲ありと認め、再び野山に還すこととした。爰に於てか彼れは之を用猛の第四に算え、二十六日に至り進んで入獄した。

安政六年は松陰、最後の殉國的永訣に係る。是の歳五月十四日野山から彼れを東送せしめる、幕府の命令が萩に達した。けど彼れは既に生歸を期せず、十六日門人松浦龜太郎に紀念の肖像を寫させ、又自分が之に贊跂した辭章は、餘りにも勁烈、悲壯の雄文を以てした。其の前者のうちに、

滅賊計を失す、猛氣二十一回、人狂頭と譏り、觸黨衆く容れず、身ば家國に許し、死生、吾れ久しく齊しうす、(前後略、原漢文)

此く其の全信念を吐露し、猶後者の文末に「二十一回猛士藤寅撰并書」と自署して結んでゐる。

然し未だ萩を立たなかつた松陰は、同月十八日甥の兒玉萬吉に與へた詩狀には、既に用猛の四回を報じてゐる。即ち、

録近作「與姪阿萬」

韻事多年冷若灰、用猛餘十七回、獄中今日逢人日、自怪餘情及野梅、

二十一回生自云、亡邸、入海、上書、再獄、平生用猛凡四、今猶餘十七回、故作此詩、時已未也、其五月有「關左之行」想當「復用一猛」也、

十八日(安政六年五月)

松陰

又翌十九日、小田村伊之助等に與へたのに、

離合休霜男子巾、一回用猛一回新、吾州我去何加損、松下陰深更有入、

實にかくの如き不撓の信念を抱き、同月二十五日彼れは野山獄より無限の憂國慨世的思ひを残し、檻送の人と爲つて萩を發した。松陰亦之を用猛の第五に算えてをる。嗚呼併りながら二十四日彼れが江戸邸に著すや、幕府は七月九日傳馬獄に再び投じ、十月二十七日獄舎外の處刑場で斬り、二十九日千住小塚原に葬つた。時に三十歳。斯くして二十一回の用猛は、僅に五回に至つて無念にも終止した。

さて前に戻るが、松陰なる其の正號、又別號の二十一回猛士てふ各字義的意は、既述の如くであるが、其の命名動機、所以、結果は、悉く東北亡命旅行より歸つてから關聯した經驗上の之が發案であり、決定であること、彼れ自身の東北遊日記、壬子歸國後讀書抄出目録(數本アリ)、二十一回猛士說、續同說以下關係書狀、自像贊跂等で全く之を證してをるのに明かである。之れを要するに松陰の殉國的運動の信念は、二十一回を以て

終りを告ぐるの決意を抱懐し、披瀝したのに拘はらず、遺憾ながら該の第一用猛の東北亡命より算え、早くも第五回目に遭遇して仆れた。實にかく短く止つたのは、自他共に遺憾、痛惜の極みである。熟々惟ふに松陰が嘉永四年十二月江戸邸出奔を劃して、爾後纔に安政六年十月刑死までの間、歴々たる其の殉國的精神と實踐運動は、とりもなほさず東北亡命旅行より體驗せる、思想上の轉回から動機した結果と見定め、最早何等の差閫へがなからう。彼れ自らの二十一回猛士説こそ、其の第一用猛を以て之を眞の東北亡命旅行に端を發し、續いて第二第三と遞加して往つたのにも想到すべきでなからうか。

### 東北旅行關係記事補遺

- 一 諸書抜萃（既收十章參考一、二節ト併看）
- （一）吉田松陰安藏良齋入門願書

覺

拙者儀、此度軍學爲<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>差登<sub>一</sub>候處、安積祐助殿方折々罷越、文學をも兼學仕度存候間、被<sub>二</sub>差免<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下候様奉<sub>レ</sub>願候、此段宜様御沙汰可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、以上、  
（嘉永四年）  
四月晦日  
吉田大次郎（花押）

伊藤半兵衛殿

（刎紙）  
申出之通、被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事、○東京市吉田茂子藏、

- （二）吉田松陰山鹿素水入門願書

覺

拙者儀、軍學稽古として被<sub>二</sub>差登<sub>一</sub>候處、山鹿素水軍學功者之儀に付、彼方江罷越、稽古仕度奉<sub>レ</sub>存候間、被<sub>二</sub>差登<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下候様奉<sub>レ</sub>願候、此段宜御沙汰可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、以上、  
（嘉永四年）  
六月朔日  
吉田大次郎（花押）

(刎紙) 申出之通、被差免候事、○前同所藏、

(三) 山鹿素水箴 ○吉田家藏、

死常置心、辛亥(嘉永四年)初秋、應吉田之需、

素水 山鹿補書(印)

(四) 岡村閑翁名刺題詞 ○奈良縣郡山市安元年彦藏、

題吉田松陰名刺、○嘉永六年五月四日、松陰、五條森田節齋遊ヨリ東上ノ途、郡山城下ニ當時ノ藤川定二、後ノ岡村達(閑翁ハ晩年ノ號)ヲ訪問セシ時、玄關ニテ示シ、『松平大膳大夫(毛利敬親)内吉田寅次郎、』ト二行ニ書ケル紙片ヲ、明治四十五年頃、安元彦助ノ懇望ニ應ジテ呈セシ時、ソノ所以ヲ記シ、且七絶二首ヲ賦シテ之ニ添ヘタルニ係ル、

嘉永癸丑之歲、吉田松陰受森田節齋先生○藤川ハ郡山藩儒者同冬齋ノ子、節齋ニ就キテ之命、齋下其與ニ齋藤拙堂ニ學ブ、後チ柳生藩士岡村ノ姓ヲ冒セルモノ、之命、齋下其與ニ齋藤拙堂藩儒員、書稿本上而來、使余淨寫之焉、○本月初日五條ヲ發スルニ際シ、節齋ヨリソノ書牘、及ビ「國學匡謬書」ノ稿本ヲ託サレ、且藤川ニ後者ノ淨書ヲ依頼セシメラレテ、四日午前頃訪問シ、午後二時スギ郡山ヲ發足シ、六日津ニ入ル、七日拙堂ノ子德太郎、松陰ノ旅舎ニ至リタレバ、節齋ノ右書信ト著稿ヲ渡シ、十日拙堂ヲソノ山莊ニ訪ネテ會シ、明日美濃ニ道ヲ取リテ東下ス、

其時松陰所通名刺也、○コノ時、松陰ハ節齋ノ許ニテ撰セシ「東征日記」ヲ藤川ニ閱セシメシカ不詳ナレド、今安元家ニ彦助ノ父魯三郎ガ同年秋ノ序アル「東征稿」ト改題シタル、藤川ノ手寫セルモノヲ藏ス、併シナガラソノ手寫ノコト、他ニ見ルナシ、按フニ之ハ松陰ガ節齋ヲ辭シテ、江戸ニ下ルニ際シ、五郎ノ舊友ナル魯ノ父藤右衛門亦彼レノ計謀ニ聲授シ、且己レトモ同門ノ由縁リアルヲ以テ、既ニ寫錄シタルヲ、後チ藤川ガ魯ノ初寫本(カ)ヨリ、轉寫シタルモノト想、藏有ニ于籠底、殆六十年矣、頃者安元子彦、偶觀レ之、想下其伯父猶龍ニ訪ネテ、藤川ヲ訪問スル前日、會セシ杜預藏ノ號、與ニ松陰ニ締交不淺、將欲ニ裝潢以計ニ永存、請割ニ愛之、余耄老、不能無散失之患、因即チ魯三郎ノ兄、

快諾附與之、賦二絶句云、

一面披襟如舊知、世平談未及蠻夷、詎圖猛士猛於虎、猶記賢良溫厚姿

謹嚴筆跡見深衷、彷彿猶如接下風、誰料勤王雄大氣、自含僅々小篋中、

(五) 業餘漫錄 ○嘉永壬子五月十八日、作清水寓舎、○萩松陰神社藏、

津輕ノ封タル、僅ニ十萬石ト云ト雖モ、土廣、民衆、他ノ同列侯國ノ比ニ非ズ、士卒ノ數、大略次ノ如シ、番頭十五人、一組四十騎、騎士三十名、ナルモノ十二人、五十騎、騎士三十名、ナルモノ三人、此頭ハ郷土八十二人、大組物頭三人、與力五騎、足輕五十人、小頭十騎、持筒四與、持弓二與、小頭共三十人宛、諸手足輕十二組、足輕二十五人、小人五人、城付物頭五人足輕三十人、小頭共、外ニ御足輕ト云モノ數隊アリ、平常每歲隊ヲ分テ、熊ヲ打ツト云、右山鹿素水翁ノ話也、翁ハ本、津輕弘前ノ士人ナリ、

津輕ノ足輕十六陣法、津輕ノ先侯、山鹿素行ノ門人ニシテ、足輕ノ十六陣法ヲ受ク、爾來物頭一員ヲ命ズル毎ニ、公必ツ親ク其陣法ヲ傳フ、物頭命ヲ蒙リ、先役ノ宅ニ至リ、先役、乃組下ニ各弓或ハ銃ヲ取ラセ、新役ト共ニ操場ニ至リ、先役、新役共ニ十六陣法ヲ習シ終テ、新役足輕ヲ從ヘテ、宅ニ歸ル、足輕ハ皆物頭ノ宅中ニ定詰シ、弓銃ハ其玄關ニ飾リ付置クト云フ、

(六) 舊鈔 ○節錄、萩松陰神社藏、但シ本書ハ弘化三年ヨリ嘉永マデト、ナホ東北遊歴前後ニ係ル記事ヲ、コレニ合綴シタルモノ、

鳥山新三郎、房州朝夷郡人也、

村上寬齋、羽州庄内人也、其先出佐藤信忠、々々十七世孫成盛子、東海林隼人介成政、守羽田川郡飯盛山城、

與上杉景勝二戰、飯盛山在、最上河邊、奥州信夫郡福島傍近某寺、藏信忠夫人手書源氏物語、

奥羽軍談福島西北二里半、譯(鯖、即チ佐波ノ、田川郡下余目組官物根村太右衛門家、藏羽源記、誤リナラン)野佐藤庄司やしき跡、

北條秀英、一向僧徒、越後蒲原郡三條寺僧也、三條、村上侯封地、歲入二萬石、三條去新湯二十里、

羽州田河郡田河村溫泉生羽黑山ノ後、清川近所、アデラ澤砂金、

(七) 櫻任藏和歌 吉田茂子藏

春風に浪華の梅のほころびて千代の昔の香に匂覽

月カ、松陰先生東北遊中、水戸ニ於テ、櫻任藏ノ贈リシモノ、レトアリ、但シ日記ニ任藏ト水戸ニ會セシコト見エザレハ、江戸ニ歸リ、後チ贈ラレシモノニアラザルカ、

(八) 遊東日記 馬成章藏、東京市有

○嘉永六年三月十五日、國友半右衛門、末松孫太郎、永島三平ト共ニ熊本ヲ發シ、途中佐分利定之助(以上何レモ熊本藩士)ヲ加ヘ、先ヅ萩ニ至リ、杉梅太郎等ト往訪、會見ス、尋イデ一行畿内、伊勢ヲ巡リ、東海道ニ由リテ江戸ニ著キ、八丁堀藩邸、ソノ他ニ滞在ス、尋イデ一行中(永島、佐分利ハ江戸ニ殘ルベシ、國友、末松二人日光ヲ見物シ、水戸ニ遊ビ、復タ江戸ニ返シ、國友(末松モ一緒カ)、九月十八日歸藩セリ、次ノ文ハ國友ノ右日記ヨリ松陰、江轄以下ニ係ルヲ抄引ス、

(嘉永六年三月)晦、晴、八鼓後杉梅太郎來見、擊劍師内藤作兵衛來、與見村田織部、清々々々年七十一、○下

(四月)三日、晴、○中夜杉梅太郎來、飯酒悲歌、至九鼓而去、

(六月)廿一日、晴、五鼓後見鳥山新三郎、選返吉田寅次郎、○下

廿三日、晴、五鼓後與吉田寅見佐久間修理、○中夜與吉田寅、松浦竹四郎會于魚住氏、○下略、既收同年六月十六日、松陰

ノ宮部鼎藏ニ遺レル狀、及ビ同年七月念(二十)三日、同ジク永井芳之助ニ與ヘシ狀中ノ「宮部、那珂」云々ノ一節等ト合看、

廿四日、晴、與吉田寅見羽倉外記、○下

七月朔、晴、朝下痢突瀉、腹痛如割、四鼓稍收、暮吉田寅問病、

三日、晴、五鼓後、吉田寅、長原武來見、武者濃州岩手人、山鹿素水高弟也、與吉田寅見大槻(警)整溪、不在、

送見佐久間修理、九鼓歸、

廿五日、晴、五鼓發八丁堀、送客數人、藤林健、松本奎至、江戸橋、吉田寅至淺草寺北隅茶店、與

送客飯酒、○下

八月朔、晴、五鼓發今市、○下八鼓後至宇都宮、得南部人江幡通高、五郎ノ名、通正ナレド、本年既ニ通高ニ改メタルコト、既收ノ諸狀、ソノ他ノ記事ニテ

合見ス、但シ江幡ヲ那珂ト改メ、同宿角屋某家、與登宇都宮社下、瞰城、々々本公綱宮、宇都宮所居、遇會津人大竹捨藏、與入一店飲、歸寢角屋、

二日、晴、令通高錄國難事、復讐顛末記ヲ云フ、七鼓後與通高、捨藏及畫師如川、栃木飲、談及四鼓、

三日、雨、通高爲予作名字說、四鼓發宇都宮、通高、捨藏送至郊外、舟渡絹川、暮宿茂木、

四日、雨、早發茂木、○中七鼓至水戸、宿永井氏、○政

五日、晴、五鼓後見會澤翁、恒午後見豐田天功、彦次

(八月十五日)既望、晴、夜雨、四鼓與櫻田氏遊飛鳥、王子、諸勝、暮歸、吉田矩方、江幡通高輩來、通高是日至自栗橋、

聞予將歸、直來、戸ニ至リ、新三郎宅ニ赴キテ松陰ト再會、其ニ國友ヲ訪ネテ逢ヒシナラン、

十七日、晴、四鼓同ニ平山玄民ニ發ニ八丁堀、諸子送至麴街、登ニ酒樓ニ飲決、通高有詩、曰、氣節文章兩等閑、懶携ニ書劍入ニ鄉關、羨君歸生有餘計、先訪甲州天目山、余以ニ三月十七日ニ發シ家、今以ニ八月十七日ニ始趣ニ歸程、幾亘ニ六月、○本年六月二十三日、松陰江戸ニ於テ國友ト始メテ相識ル動機ト、爾來ソノ親交ハ同年九月十八日江戸ヲ發シ、狀并ニ長崎紀行ニ見ユ、參考、又本年宮部ハ熊本ニ歸藩中ナリ、

○前ニ長文ノ一節 アレド、略ス、

(八) 吉田松陰書狀

○阿武郡瀧口吉良藏

肥人等、詳言下與ニ大兄ニ快論狀、肥人四人、分レ來リ、第一ニ佐分利來ル、○以上ノ四人ハ前後ニ屢々云フ末松、國友、佐分利定之助、及ビ永島三平ニ矩方引ニ之鳥山家ニ同居仕候、永島、末松も來リ、度度出會仕候、國友も來リ候へ共、未ニ面話、異變中 ○本月米浦賀ニ來航ノ驚 甚繁雜ニ御座候、前三月ハ蟹行 ○語 漸初め申候、今日得ニ寸暇ニ讀ニ高教、エザレド、兄梅太郎ヨリ造ラレシモノナラン、乃爲ニ之答ニ日、少瘡再發、絶無ニ其患、萬祈ニ放念、○下、

○次ニ短キ文、四節アリ、略ス、

宮部ノ書、懇復數百言、先日託ニ佐分利、爲ニ之答、

○次ノ三節

(嘉永六年) 六月廿日認

(在松本村、杉梅太郎)

頭弟(鳥山ニ寓ス) 吉田寅次郎 矩方再拜

杉、○松陰 實家、玉木 ○叔父文 御轉宅之事、御安心奉レ察候、

○次ニナホ三節 アレド、略ス、

(一〇) 吉田松陰書狀 ○東京市長 原坦藏

此人、肥人 ○熊本 藩士 佐分利定之助者、好ニ讀書ニ善ニ詩文、蓋風流淡雅之士也、頃大發志、欲下修ニ洋學ニ講ニ兵法、與レ僕同寓ニ梁山泊 ○鳥山宅、(中略) 佐分利子、將下訪ニ足下ニ叩ニ高論、因レ便及ニ僕事、兩亮是祈、六月盡日、矩方白、

長原比戈兄足下、

吉田矩方

(外封) 西ヶ久保、竹中圖書介様御邸内、

長原武君

(一一) 吉田松陰書狀 ○攝津渡邊 得次郎藏

(嘉永六年) 日ナシ 七月念三、末太郎 ○末松孫 國右衛門、一子、將下以ニ近日ニ發上、促レ書甚急、把レ筆書レ意、々思維出、隨出隨書、語無ニ倫次、推讀是祈、別無下奉ニ尊大人君ニ ○芳之助ノ父 書上、闕禮、萬祈ニ包容、

(永井芳之助、水戸ニアリ) 順正老兄案下

○コレヨリ本文ナレド、既ニ本論及ビ參考ノ書狀中ニ抄略分收シタレバ、各繼看、

(一二) 自敘簡約松浦竹四郎傳 ○雜誌世界九 八號所收

嘉永癸丑(藏)○中 廿二日 月 ○七 此頃日々長州中村百合之助、赤松孫太郎、吉田寅次郎、肥後末松孫四郎、魚住源次兵衛、國友某(太)等國事を談じ、又南部なる那加某(太)も來事、○以上前後間略、

(三) 吉田松陰書狀 ○水戸市永井道明藏、

肥藩宮部之知心友末松孫太郎、國友半右衛門、頃將至尊(水)藩、國友好文、而末松修武、皆有志也、僕與三子交、無異於宮部、足下素知宮部、而未知三子、願相與論文較武、以察三子之志、則不特宮部之願、實僕之願、宮部無書、蓋由三子發軔事急、勿以爲念焉、

○年月日ナケレド、按フニ既收嘉永六年七月廿三日、芳之助宛ノ同人狀ニ添附シタル別狀ナルベシ、ソノ狀ト併看

矩方再拜

(永井芳之助) ○松陰ハ江戸京橋桶町ノ鳥山ニ、永井ハ水戸ニ在リ、

(四) 自敘簡約松浦竹四郎傳 ○前顯ト同ジ、

(安政元) 嘉永七年寅月 ○一 身はかはらで、下谷竹町なる矢部金三郎の長屋に、一間をかりて、六疊の疊を敷ならべて、机一つに手行李斗にて暮し、土鍋壹枚にて暮す、其朝夕往來するものは、舊臘歸府したりとて、吉田寅次郎、肥後の宮部鼎藏、并に野口某(直)なるものを同道來りぬ、

十八日、鳥山、○新三 小澤、兒玉、大沼、南摩(三郎)ナ 吉田(松)陰、來る、

(五) 吉田松陰詩 ○松陰詩(乙卯稿所收、

次ニ大槻 ○仙臺士磐溪、嘗テ嘉永四年十月頃、松陰、山鹿素水邊ニテ磐溪ト初見シ、尋 詩、并引 十三日、イテ東北遊歴ノ途仙市養賢堂ニ、及ビ安政元年三月六日、神奈川等ニ會見ス、

大槻不待論、狂詩一篇、浮薄淺露、無鬱蒼之色、淳厚之氣、意必好事、書生之所爲、而非精忠憂國而然也、然使一人一誦稱快、則亦過大槻詩遠矣、余試、因韻布字如此、辭雖不及三詩、天下後世、或有悲其志者、

英雄志定守以一、詢謀僉同龜策吉、畢竟大計無多緒、外張威武內富實、洪水汎濫誰塞源長、鯨怪鱷幾秋春、神禹逝矣世寂莫、孤舟失舵不知津、衰宋畏敵議和好、僅策戰伐目爲暴、醫兒邪說何暇論、待看邊塞有捷報、

(六) 吉田松陰詩 ○乙卯稿所收、

有憶長井順正、○水戸士永井政介ノ子芳之助、但シ松陰ノ東北遊日記、及ビ嘉永五年九月四日齋藤新太郎、同六年七月廿三日芳之介ニ各宛ノ書狀等參見、

士寧爲玉碎、切勿爲瓦全、與君論此語、回首又一年、當日金臺下、墨奴泊火船、幕議尙寬大、措置都從權、書生張蒿目、罵哭欲爲顛、君曰當此際、義寧可遷延、櫃中盈尺璧、堪向國家捐、吾曰理乃爾、時勢轉變遷、滿世如塗泥、投玉似撫、蚌未見觸頑石、一擲響鏗全、爾來忽參商、相思路三千、吾獨瓦甌材、破碎有誰憐、君自美玉質、願勿廢磨研、黃霧雖四塞、上非無蒼天、嗚呼爲瓦碎、何如爲玉全、○年月日不詳ナレド、安政二年二月頃カ、

(七) 吉田松陰書狀 ○前後間ヲ略ス、

一池部翁 ○名ハ啓太、ソノ子彌一郎、並ニ松陰ノ西遊日記嘉永三年十二月九日ヨリ、十三日マデノ條ニ見エタリ、蓋シ松陰ヲ初メテ宮部鼎藏ニ紹介セシコト、同月十一日啓太ガ自宅ヨリ、熊本城下ニ宿泊ノ被レニ與ヘシ狀ニテ知ル、



爾來池部父子ト親交セルコト、以上ノ外、松陰ノ長崎紀行同六年十月二十四日以後ナドニ見ユ、參考、ハ御聞及も可有レ之、老篤、實意ヲ以テ御問難可レ被レ成、輕薄なる事ニテハ松本 源四 ガ人物の落るのミならず、長州之恥也、○松本ガ肥後ニ遊學セントスルニ際シ、ソノ心得ヲ誠シメシナリ、

一 永島三平 ○鼎藏ト同ジク、松陰ノ親友ニテ熊本土、御尋ね可レ被レ成、此人ハ善ク人物ヲ獎勵する人なり、宮部ニ而御問被レ成候ハ、相分り候、

(野山獄ニアル松陰)

○年月ヲ開ク、但シ安政二年三月ニ係ルコト、他文ニテ知ラレン、  
(在萩、源四郎) ○萩市松本 松本生 二郎藏、

(一八) 吉田松陰書狀 ○高知市外青山文庫藏、

○前行一 縣氏 ○山縣(北イ)半藏、東陸日誌、考、參一閱、獄中山野ニ而糾力致ニ繕寫ニ候ゆへ、(五イ)原本返璧仕候事、奇又奇、使ニ人躍然、併好尙各異、記ニ山林、泉石處、學ニ柳州ニ候積リニ而、作者ハ得意ニ可有レ之候へ共、拙生ガ不文ニ而は摸寫皮相ニ趨リ、塗抹仕度處多し、尤妄言ハ打置、有用之冊子、篤志之人々へハ傳示致度存候、扱又先日拜借之蝦夷地圖、御不用之節、五六日をも可ナリ、(二三日ニ而)限り、再覽相願度存候、蝦夷地勢瞭然、日誌を讀ムニ苦み申候、○次文一節略、

(安政二年七月) 廿四日

(在野山獄) 松陰生

(萩ニアル土屋) 蕭海學兄

(一九) 吉田松陰寫本跋 ○野山獄ニアリ、

(山縣半藏著) 北陸日誌寫錄跋

乙卯 ○安政二年、七月、在野山獄中、糾力騰寫、噫使ニ人困ニ苦于萬里外、風雪、砂磧之間、而吾則安坐、受ニ其樂、亦奇矣、相顧一笑、五明、花逸、靜菴、松陰同錄、○吉田茂子藏、

(三〇) 久保清太郎日記 ○東京市久保清一藏、

(安政二年八月) ○息、江行、鳥山 郎 ○新三、江行、母病に而國房、安江歸る由、古賀 ○茶、江行、赤又 ○赤川又太郎、廿一日晴、安井軒、時萩ノ櫻田藩邸ニ羽倉 堂、○簡、江行、口羽 ○通琦、但シ赤又東條 ○英ニ而江畑 ○五、ニ逢 ○前後、在リシナラン、

(三〇) 二十一回叢書 ○卷一、二ハ安政三年六、七月、卷三以下ハ四年四月ヨリ七月マデノ各間ニ記シテ整理ス、(萩松陰神社藏、)

下斗米將眞傳 藤田東湖(撰)

(以下、卷)ノ抄録、鳥山新三郎、○コノ文ハ安政二年十一月二十七日江戸ノ鳥山ヨリ、萩野山獄中ノ松陰ニ遺レ紀ニ櫻任藏、村上寛齋ニ事、ル狀ニ添附シタル和文、且長キ記事ナルヲ書寫シテ、本書ニ收メシモノナリ、但シ今コ、ニ省ク、參考、ナホ同三年正月二十一日松陰ヨリ、外叔久保氏ニ贈リシ狀ト合看、

(書尾) 丙辰六月八日調レ之、

二十一回生

(次ハ右記事ノ讀後跋) 任藏義士也、民之助何者、乃得ニ同謁ニ公侯、寬齋俠士也、民之助何者、乃得ニ同施ニ治療、二子之於ニ民之助、譬如ニ薰之與ニ猶、民之助得ニ二子、其臭益顯、則是因爲ニ不幸ニ耳、鳥山翁尙義愛レ俠、其言津々有味、余於ニ鳥

山及二子、交遊有素、猶不知民之助、是亦幸矣哉、

柿實散人 ○矩方、以上、卷一所收、但シ同社藏「丙辰幽室文稿」一ニモ同文ヲ收ム、

(三) 吉田松陰書狀 ○松蔭先生遺著所收、

○前行ノ鳥山の病、誠に憂念仕候、寸翰問レ病度候へ共、幽囚中故不レ敢候間、御序可レ然御傳可レ被レ下候、癸丑甲寅等にも、夏中は所詮不快には有レ之たれども、伏レ枕程の事逆は餘りなかりしが、當年の病は右等の比には有レ之間敷、誠に氣候不順、彼是難苦想ふべし、長原 ○武ノは都合達者にて御座候哉、是も鳥山に匹敵すべき病容、三百里外兎角按勞仕候、寅次雖ニ囚居健啖、豪談、前日に比すれば更に甚し、二君に此趣御傳被レ下度奉レ存候、且又長原に象山 ○佐久の文の禮、克々御申可レ被レ下候、○次文

(安政三年) 七月十九日

(松本村幽囚ニアル松蔭、兄ノ姓名ヲ假用) 杉梅太郎修道

久保清太郎様 ○追申ヲ略ス、但シ末文ニ「五藏折には」云々ノ一節、既收、繼看、

(三) 讀餘雜抄 四、丙辰秋冬、○松蔭ノ讀書抄録、或ハ感想ノ雜録、(東京市掛取三郎藏、)

北蝦夷地之事、取調之趣、同(七)月同(八)日、

請負人、番人、漁業稼方ノ者、晚春ヨリ渡海、總合百三十人、松前ヨリ差遣、夏中漁業致、二三十人居殘、冬春中穴居ス、餘人ハ歸ル、八月異國船一艘來、魯夷云、ハツトマリヲクシユンコタン江海上二日號、ハツトマリヲ長崎江海上五月路、クシユンコタンヲカムサツタ江海上五月路、一晝夜七拾餘里、本小屋十二月、正月迄

ニ出來、小屋二十間、二十九間餘、高二間半餘、

(三) 土屋矢之助書翰 ○東京市毛利元道藏寫本所收、

十月廿五日ノ貴東只今落手、薰誦、實御多福ノ由奉レ賀候、僕無恙、御放慮是祈、婚事既成、○桂ノ妹某、來原此節ハ如レ弟、如レ兄御闔家輯睦ノ模様、傍觀御羨敷奉レ存候、○中 吉田先生 ○松蔭、杉家圓 著述、讀書無ニ他志、神州一豪傑、竟不レ得レ推ニ此人一也、○下

(安政三年) 十一月十九日

(萩ニアル) 土屋矢之介拜

(在江戸) 桂小五郎様

侍史

○前文一 鳥山ノ死、實ニ可レ憐、兼々世話ニ相成候事故、爰元同志中申合セ、各金二朱ツ、贈リ候間、何卒來鳥條略、○又兵 君、櫻任藏 ○常陸眞 壁郡人、ナド御申合サレ、谷中 ○今ノ東京市下 浦生君藏ノ碑碣邊へ一片石ヲ御立被レ成候様奉レ希上ニ候、下總人間中某、高山仲繩 ○彦九ノ碑ヲ蒲生墓ノ併ニ立候由、鳥山モ同志ノ人、墓ノ中ニテ語合ヒ候ハ、不ニ寥々ニ事ト存申候、來鳥君ト被レ仰合、緩々相成ヌ様奉レ希上ニ候、

(三) 吉田松陰書狀 ○東京市長 原坦藏、

○本文ヲ 略ス、

(安政四年) 九月二日

(松蔭、在松本村) 一一一 回生 拜白 四〇七

(長)(武、江戸ニアリ)

永原老大兄案下

尙々秋冷、別而御保重可被成候、近來御壯健ニ御渡被爲成哉、頗ル遙念仕候事、

鳥山ハ物故、緒入道部、ハ一向無消息、天地頗覺寂莫一申候、僕同居友富永有隣塾ノ師之事、在榮太吉

田榮太 口上、

「義堂」○新三郎ニ數號アル、鳥山新三郎墓、レソノ次行ニ書キタレド、姑ク一行ニ記ス、碑文ハ五郎、○江ニ御書セ

可被成候、彼其人也、乍去金ノ一件ハ御世話被成間敷候、○既收來原良藏日記先月二十五日條、後收二十四

月カ、狀、日松陰狀并ニ之ガ藤金連名覺、安政六年春頃(三

(三五) 吉田松陰詩 ○品川彌二郎刊本「已未文稿」所收、眞蹟撰取三郎、他筆寫本松陰神社各藏、

次ニ江轄 ○五郎ナ、韻ニ作ル、示ニ實甫、○久坂玄瑞、但シ原本ニハ以示下三字ナシ、蓋シ安政六年春、萩野山嶽再入中ノ作、

愛死亦男兒、出師不待時、請觀引聖者到底、何能爲、(看イ) (一世途何爲イ) 愛好也、與ニ原作愛情之意、不同、○寫、刊

(三六) 吉田松陰書狀 ○實ハ半紙四ツ折八頁假帳ナル清狂吟稿、上梓費藤金薄ノ餘白ニ、久保清太郎、杉梅太郎ニ各宛テシ狀ナリ、(東京市撰取三郎藏)

此帳、家兄へ御渡奉願候、○上文表紙ニ、此清狂、○周防遠崎妙圓寺住職月性ノ號、淡水川○赤佐世郎、八十等

へ行居候、散佚せぬ様ニアリタシ、○下、蓋シソノ遺詩集「清狂吟稿」

清狂稿上梓、今非其時、○當時既ニ松陰、自ラ身邊ノ危急ヲ告グルヲ、釀金ハ夫々、○コノ狀ノ次ニ記ス、即チ本帳面ニ

知リテ、コノ刊行ヲ中止セルヲ云フナラン、據レバ、同志、門人等ノ義金、一兩

以下多少ノ差アリト雖モ、口羽(壽次郎ニアラズ、徳新ナラン)、梅(返濟致度候、口羽へ壹圓)兩、益豐へ壹方、○所

太郎、久保、益田豐三郎、時山直八、小田村伊之助、高杉晋作、(返濟致度候、口羽へ壹圓)兩、益豐へ壹方、○所

粒、返濟可然候、檢洞○松ニ幾許アルカ御取合せ、御處置奉願候、鳥山募金之事も桂郎○小五へ御尋ネ、行衛知

レ候ハ、是亦人々へ戻セバ妙、此二事、吾亡友ニ關係の事なれば、心ニかゝる故、申上る也、(在野山獄) 松陰

知レされバ、まゝよ、(在萩久保清太郎) 清太兄

生平吾負ニ死友ニ矣、勿咎ニ人賣ニ生者ニ也、十四字、多少感慨、○コノ次行ニ本帳ノ目的ナル「清狂吟稿上梓」ニ付藤金

宛テ下ノ如シ、今日恐非下梓「清狂詩」時上也、萬事瓦解、諸友隔絶、無ニ可爲者、○下、弟(松陰) 寅

○年月日ヲ開ケド、前後ノ關係ヨリ、微シ、安政六年春(三月カ)頃、

(在松本村又三田尻杉梅太郎) ○ナホ留魂録末條、久坂著江月齋日乘、ソノ他關係詩文等參考、但シ前顯吟稿ハ

家大兄座下、萬延元年二月ニ至リ、久坂等師命ヲ違リテ松下村塾ヨリ之ヲ板行ス、又鳥山墓碑

ハソノ生前中、既ニ新發田藩士平井金三郎ニ依リテ駒込(今本郷

區)吉祥寺境内ニ埋葬セシ所ニ、土屋等ト協力シテ建立セリ、

(三七) 吉田松陰書狀 ○東京市久

小子義、七月九日夕方、西奥揚屋 ○傳馬獄、牢へ入候所、殊の外安樂世界ニテ、大ニ喜申候、仔細ハ一錢ノ儲

も無シ之、きめ板を背負へき之所、名主代、元奥州福島藩士ニ而、當時能勢久米次郎家來沼崎吉五郎 ○殺人癡癡

松陰入獄以來、最モ周旋ヲ受ケテ、恩人ト敬稱シ、遂ニ父叔兄及ビ

諸友ニ贈ル永訣狀、絶筆ノ著書留魂録ヲ委託シ、刑ニ就キタリ、

と申人、曾て小生姓名承知ニテ、入獄即座の上

四〇九

座之隠居と申、座をかし吳、實ニ望外之義(儀)、艱難雖不辭、安樂亦自好ニ御座候、此西奥揚屋と申ハ、年來空獄ニ相成居候處、去冬十一月十五日牢屋敷一圓類焼、其後假牢住居ニ而、當六月廿六日西口、西奥兩揚屋相開ケ、其後七月五日ハ西口ハ東口ニ移リ、西奥ハ東奥ニ相分レ、西口ハ先年ノ通り、女牢ニ相成候、略中已來沼崎、西奥之名主代と相成候、沼崎ハ五年已前入獄、人殺之御不審也、右類焼切放ニ付、二等を減ぜらる、積ニて、不心得心ながら致シ口書候所、五月比遠島被ニ仰付、當十月迄ニハ出帆ナルベシ、是一ツ之残念也、略中但シコノ者ニ依リテ、尊屬ヘノ永訣書、諸友ヘ與フ書、留魂録ヲ、今傳フルニ至レルコト、後見、水戸ノ事ハ實ニ可憐、太宰清太衛門ナド逃去候故、其妻せい今隣房女、其僕頼助、是ハ病死ノ由、せい今西大牢ニの姉婿、奥州信夫郡保原在ノ八郎、皆人質ニ捕ラル、せい生存スの捕らるゝ時、江戸ハ捕人三十人も向ヒ候由、せい自ら言レ之、略中松本村ニアル久保清太郎、及ビ同ジクカ(否ラザレバ萩城下)久坂玄瑞ノ連名ニ宛テタル別紙書キ、

(二八) 吉田松陰和歌

よそにのみ見てややみ南常陸なる仙波が沼の波のけわしさ  
○安政六年九月六日、松陰、傳馬獄西奥ニアリ、同獄東口ノ水戸郷士堀江克之助ニ寄セシ長文ノ狀末所見、(東京市毛利元道藏)

(二九) 吉田松陰書狀○前同

○前、赤川○淡ハ水戸ヘ學ビ、會澤老先生之門ニ入り、少年中ニテハ隨分才子ニテ、文學も有レ之、小生舊知人、ニハ候ヘ共、中々輕薄ニテ、事の用ニ足り不レ申、○赤川、水戸ヨリ歸來、松陰ノ政敵周布政之助ニ隨從スルヲ以テ破門、不烈視スルニ至ル、小生住居里、

萩ノ東隅ニテ、松本○村字と甲所ニテ、同志之會所ヲ松下村塾と申候、○元來松陰、杉家園中ノ私塾ナレド、ソノ觀念ニハ本狀ニ述アルヲ主旨トシタルベシ、曩ニ野山同富永有隣ヲ請願出獄セシメテ塾ノ師ニ迎ヘシガ、自身再ビ野山ニ投ズルニ及ビ、遂ニ藩之ニ干渉シテ、富山ヲ脱去セシメ、尋イデ塾ノ一部ヲ破却シ閉鎖スルニ至リ、村塾ノ狀態ハ本狀ニ言フ所トナル、蓋シ松陰刑死後、門人等集リ、日ヲ定メテ孟子ヲ輪講シ、師ノ命日ニ丁リテ祭拜シ、遺書ヲ讀ミ或ハ之ガ寫本、板刊ヲ計リ、又塾ノ先輩ガ師ト爲リテ後進者ニ講授、誘掖スル等ノ會所トセリ、蓋シ村塾ノ精神ハ終始同一ナルヲ知ラレン、小生實父杉百合之助宅ナリ、小生投獄後ハ妹婿小田村伊之助と申儒官、是を主リ居候、久坂玄瑞と申ものも小生ノ妹婿也、從弟久保清太郎と申もの隣家也、此三人共村塾ニテ、小生ノ志ヲ繼候也、○下

(安政六年九月) 十一月

(在傳馬獄西奥松陰) 同 白

(在同獄東口堀江克之助) 工 君

(三〇) 飯田、尾寺連名狀○但シ飯田執筆、吉田茂子藏

一翰呈上仕候、略中陳バ今月初旬急使ノ節、松陰先生ノ一件、大略御知遣申上候、○コ、ニ云可レ被レ成ト奉レ察候、又先生同室中ノ頭ニ、沼崎吉五郎ト云人、至テ篤志ノ人物ニテ有レ之候、御兩親様方エノ書置并ニ小子兩人エノ書置○中略、コレハ父叔兄宛狀ヲ認メシ日ニ續キ、ト口上ト、別紙ノ留魂録ト、此ノ人ニ頼置作セシト覺ユル「語ニ諸友ニ書」ニ似タリ、候ニ付、彼人ヨリ右ノ書録取り集メ、沼崎ノ書○本狀亦ヲ付テ、僕ニ送ル、右彼是ト囚中ニテ、恩ニナラレン未發、事ユヘ、沼崎エ金三兩、堀江○克之、堀達ノ介○達之助、長崎人、通詞、嘗テ松陰ト同獄東口ニ在リシモノ、兩人エモ、先生、生前ノ恩惠ヲ忘レザル志ヲ表シテ、金壹兩宛送申候、陳右ノ別番留魂録ヲ元書ノマ、差送候間御一覽可レ被レ成候、一言

一句涙ノ種ニ相成申候、此書ハ極々ニ同志ノ人々デナケレバ、快シテ他見ハ無用ナリ、申上度コトハ數々ニ有レ  
之候(細)ハ共、まづ是迄ニテ閣筆仕候、頓首々々、

(安政六年)  
十一月十五日認、發ス、

(二人江戸ニアリ)  
飯田正伯  
尾寺新之丞

○コ、ニ追啓ア  
レド、省ク、

(森城下ナラン)  
高杉晋作様

(松本村字清水口)  
久保清太郎様

(同村字新道ナラザレバ城下)  
久坂玄瑞様御直披

ガ受取リテ、高杉以下ニ送閱セシナリ、然ルニ後收資料ニ據レバ、既ニコノ原筆ハ若  
シ途中ニテ喪失スルヲ懼レ、同文ヲ別ニ書シ、又沼崎ニ渡シ置キタルヲ知ルベシ、

(三) 日 載 ○掛取五郎(前名小田村  
伊之助)日記(同家藏)

(明治七年五月)  
二十七日、午前晴、午後二時暴雨、出仕、柏木氏來訪、音羽歸京、檜了介、野郎靖、○和作ノ  
後名ハ發狀、音羽曰、

奥州福島産沼崎吉五郎、舊幕時代吉田松陰同獄、後ニ豆州附三分島江流罪之節、松陰自書孫子本文、且ツ留魂  
録稿本所持候由ニテ、○沼崎ハ今年五月頃、伊豆三宅島ヨリ放免サレテ東京ニ歸リ、豫ネテ松陰ノ委託約東ヲ果サント  
シ、掛取ト會見セルナラン、尋イデ野村靖(和作)ニ見ミエ、遺書ニ通一篇ソノ他ヲ手交スルコ

ト後收 必看 音羽持參、爲見吳候故、沼崎江貳圓差遣シ、野郎靖江も右之段申遣ス、○前後  
略

(三) 野村靖書翰 ○東京市吉  
田家藏、

○前文 明治九年某月ニ、三宅島江流竄セラタル飯沼吉五郎、赦免を蒙リ歸ル、時余神奈川縣令タリ、吉五郎ハ  
先師(代脱カ)松、在獄中ノ名主ナリ、先師殉難之時、此留魂録(レ脱)ヲ外、父叔兄及ビ諸友ニ遺シ各ヲ吉五郎ニ托シ、曰、

今余一本ヲ萩地ニ送ル、然レドモ此書或ハ中途ニシテ妨ゲラレ、達セザルヲ得ザルノ恐レアリ、故ニ別ニ一本  
ヲ製シテ、足下ニ托ス、他日若出獄の時アラバ此書ヲ長州人ニ渡シ吳ヨ、長州人ニテアレバ誰デモヨシト、後  
三宅島へ流罪ト成リ、之レヲ保存シテ、今赦免の身となり、歸るニ至リ、余の長州人タルヲ聞き來リ、之レヲ  
渡セリ、其義氣に可、貴、然レドモ此然諾を果さしむるハ、亦自ら先師の誠心に感格サレタルモノナリ、後に  
吉五郎ハ終ニ再ビ無頼の身となり、其終ル處を不知、○後  
略

○本狀年月日、宛名ヲ闕ケド、明治二十四年、野村ヨリ吉田庫三ニ遺リシモノニテ、當時兩人、東京ニ住居ス、蓋シ義  
ノ飯田、尾寺兩名ヨリ杉家ニ送ラレタル同書、ソノ他今未發ナリ、然ルニ明治九年ニ及ビ、沼崎ヨリ再ビ野村ノ手ニ渡  
シ、モノヲ、二十四年ニ至リテ萩松陰神社ニ納メラレ、  
以テ現代ニ傳フルヲ得タルハ、洵ニ奇幸ト謂フベシ、

(三) 鮎澤伊太夫遺書 ○安政六年十一月(日  
闕ク)毛利元遺藏、

(十) 去月廿七日評定所御呼出之朝、○松(詠)  
陰、讀る、

身ハたとひ武藏の野邊に朽ぬとも留ておかまし大和魂 ○留魂録冒頭ニ之ヲ收メ、次ニコノ十月念五日、  
二十一回猛士ト記シ、次ヨリ一ツ書トセリ、

同月晝九ツ時比、評定所より早駕籠にて返り、揚屋さや内ニ而荒繩にかゝりける間に、高聲に口吟して、別れ行ける唐哥、

(歌)  
今我爲國死、々不背君臣、悠々天地事、感賞在明神、

(鑑照)

右ノ詩ヲ吟ズルコト、從容トシテ、イサギヨク、人々ニ感シケル余リ、人々歌讀テ弔ヒケル、  
天地も哀れとやみん死出のたびいさぎよけれぞあめのなみだを沼崎  
○吉五郎、ナホ次ニ堀江克之助、小林良典、鮎澤自身、杉浦猶三郎ノ四首ヲ録ス  
レド略ス、

(二) 東北に携帶の「雜錄」抄(横細小形自筆本)

本書は堅約二寸六分、横五寸五分の所謂當時の道中携帶の横帳の類で、表紙は紺青色の無題であるが、底の切口厚約そ三分の所に「來佳金參矢巨方王彙藏」と松陰が自書してをる。乃ち之を寄せ合せると『雜錄矩方珍藏』とて、表紙に標題を明記しなくも、本書の名は既に自ら附けてゐたのが解される。

且本書の特色、内容の書始めから終りに見て、嘉永三年九州遊學の時から、該の行の日記帳外に、本書を所持し、又歸藩して次ぎの年江戸遊學より、更に東北亡命旅行に携へ、復た江戸に歸り、尋いで歸國、屏居、待罪の前後にまで、廣汎に關係する雜錄であるから、彼れの東北遊歴前後の各日記と對照して、本書(雜錄)も亦重要な記録であるの言ふまでもない。

本文の用紙には天地、左右端に黒線を以て圍み、即ち中が空白で、全紙數が丁度六十枚あり、其内未了の空白が三十二枚目より十五枚と、又次の二枚を書いて、三枚の空白があり、都合十八枚の餘白を残した外、猶半枚の餘白が四面ほどある。

今本書から江戸遊學日記及び東北遊日記、東征稿乃至は宮部、江幡等に關係ありと認むる分を抄録してみよう。但し一度び本論中に既收せしと覺ゆる事項に限り省略し、又雜錄の原本中、夥しく誤字や異字と、又記事の仕方に甚だ亂雜あるが、前者は姑らく(マ、)と傍註し、異字は現行の活字を以て示し、又後者は元の行列に隨ふのは、植字の困難なるに因つて任意に按配した。但し往々文末に「の界印あるは、原本の行替はりと、各節の變りを大略判別せしめるの附號に過ぎぬ。

(表紙ノ裏書)

(次ハ本文ノ書首メニシテ、嘗テノ鎮西遊學、ソノ他ニ就キテノ雜記ヲ六枚ニ及ベド省ク、)  
辛亥年東遊

名信、字、<sup>(マ、)</sup>  
良齋門 號ニ良齋、居ニ駿河臺、

名増、字如川、號ニ茶溪、  
古賀門

村上 石井綱太郎

杉浦 作野右衛門

佐渡大石出役 持田道之助

安積 祐助

南部 戸田大之助

大垣 井上庄次郎

古賀 謹一郎

蓮池 犬塚伊三郎

阿州 合田繁之助

土手鍋 橋本新九郎

會津 土屋十郎

津和野 市川辨五郎

同 坂村佐代次

秋月 森仲太

岡山 三宅諸介

津和野 増野禮藏

白洲 純太郎

佐嘉<sup>(賀)</sup> 重松基右衛門

同 森川武五郎

同 相良平作

同 岩村右近

山鹿素水<sup>居ニ八丁</sup>

館林 村岡銀之丞

(上編外)九鬼長門守攝三田

名高補、  
素水門

(中略)

眞田信ノ守藩

深川傳之進  
佐久間修理

四一八

(中略)

素水門

(上欄外)秋元但馬守 館林

(美濃)

三科文次郎

(同)脇坂淡路守

龍野

(美濃)

長原武

館林

槍

水谷止戈助  
増田金之丞

平戸  
同

(同)

熊本 内壺井本丁  
同 槍  
同 御側儒  
同 槍

宮部 鼎藏  
井上勝兵衛  
那和桂之助  
稻垣雄七郎

葉山 佐内  
楠本定太夫  
河田八之助

(中略)

深二寸二分、景福軒、延寶九辛酉九月日、周栢記、  
廣三寸七分、

右鎌倉府瑞泉寺之藏、一舛一合四勺五才、一俵米三斗六舛、麥三斗五舛、

(中略)

熊本藩家老

有吉市郎兵衛

同、甲冑製ヲ能する人

息

市左衛門

平戸

藤堂和泉守様(マ、) 山鹿流兵家

善菴ノ子、平戸ニ仕フ、

熊本、蘭學家

竹岡藩

奥山 正 淑  
角田 才次郎 號三九

四一九



上欄外、横書ニ、下ノ二人ヲ書ク、

庚子遊草、水戸、仙臺、會津、米澤、

四二〇

熊(本)藩

長山十兵衛  
永鳥三平  
末松孫太郎

松平能登守様(マ、)

津

若山莊吉  
藤堂勘解由

熊本

花田源左衛門

久留米

弘量  
村上守太郎馬淵  
實ヲ  
刺殺ス、

長岡

小林虎三郎

仙臺

川嶋銳二郎

大堅

平治

横山

湖山

安井

忠平

十河

彈次

熊本、從士頭  
三藏

大城太郎左衛門  
佐藤捨藏

松平隠岐守様内、源氏古流、俗曰長尾、

(中略)

(中略)

一萬五千石

仙臺ノ家臣

茂庭周防

一萬五千石

堀田攝津守

蝦夷地争亂ノ節、二百五十人不足ノ兵ヲ卒シテ出張、軍ニ依テハ茂庭ヲ加勢津ニ頼マルベキ由ノ處、茂庭二千五百人ヲ卒シテ出迎フ、

(中略)

津輕越中守儀ハ代々南部大膳大夫被官之筋ニ有レ之候處、當越中守儀追々昇進被ニ仰付、被ニ任ニ侍從、南部吉次郎儀ハ越中守次座ニ相成候と、子大膳大夫鬱憤ニ存候より病發いたし被ニ死去ニ候段、不ニ取留ニ儀承及、當時仕官之身ニは無レ之候得共、父祖累代之忠志を存じ、越中守歸城之道江罷出、右之利害申合致ニ屈服、致ニ隱居ニ候得ば、其儘左も無レ之候得ば以ニ鐵砲ニ打留可ニ申段、本意ハ不ニ遂候へ共、不ニ恐ニ公儀ニ致方、不届至極ニ付、青

木下野守殿御差圖ニ依而行ニ獄門ニ者也、  
(上欄外ニトアリ、)  
姪深、

原名、下斗弟秀之進(米)

相馬 大作  
關 良助

嘉永四年ヨリ、前三十年之事ナリ、  
會津公、房州御預地二萬五千石、

(中略)

蝦夷ヲ開キシ人、(以上、朱) 高田屋喜兵衛、  
(書割注、)

細川の細き流も堀平太、上がすんたで下ハゑい水、(コノ狂歌)  
(上欄外)

山下主馬も云者ノ所、 淺草ノヒロ小路、火ノミノ下、

水 戸

佐倉東雄、國學  
者、大澤内藏隱居所、

(中略)

齋藤(彌五郎ナラシ)門

竹田 作九郎

松 前

尾見 雄藏

箱館エサシ

飯田 隼太

秋田三ノ九住

澁江 内膳

天料、伊達郡

熊坂 右衛門

新 潟

日野 三九郎

中村馬場

佐藤三郎左衛門

新潟水原

市嶋 徳次郎

(中略)

水戸、大番頭

武田 彦九郎

郡 宰

吉成 又右衛門

水戸(マ、)

河瀬七郎右衛門

桑原 幾太郎

松前奥鹽之利、歲率二十萬金、上ノ御手取六七萬兩、

松前之兵士五百餘人、商賈三萬口、東自エトロフ北、至ニカラフト周圍八百里、

(コ、ニ原本、整ノ直)  
(線ヲ以テ區劃ス、)

常陸帯、下卷、

弘道館ヲ建玉フ、朝廷ヲ尊ビ、幕府ヲ敬ヒ玉フ、夷狄ノ禍ヲ慮リ玉フ、附大砲ヲ鑄サセ玉フ、神社ヲ尊崇シ玉フ、付破戒ノ僧徒ヲ沙汰シ、佛寺ヲ滅ジ玉フ、御床几廻リ百人ヲ設ケ玉フ、付寒暑風雨ニ御身ヲ習シ給ふ、諸書ヲ著述シテ、後ニ傳ヘ玉フ、經界ヲ正シ玉フ、付穀祿ヲ平クニシ玉フ、

(後文、原本次ノ)  
半枚ヨリ始ム、  
青山延子、會澤安爲ニ小姓頭ニ、  
神  
雲霧ヲ科戸ノ風ニハラハセテ高天原ノ月ゾサヤケキ  
山野邊兵部、介川ニ置ル、  
(マ、)

水海道 山田 三郎

帆立貝ノヲ、十一月廿五日ノ書廣田幸二郎

水府歴代諡號、威義肅成良文武長、

(コノ次ニ、青山量太郎以下、菊池鐵五郎マデノ十  
三名ノ外、ナホ上欄ニ野口源七ヲ記スレド略ス、)

(上欄) 水戸老公、廣文亭、  
(弘、)  
世ヲ捨テ、山ニ居ル人山ニテモ、尙ウキ時ハコ、ヲ訪テヨ、  
(中略)

弘道館中へ鹿嶋ノ社、御立被遊トテ、御碑石ニ、行末モフミナタガヘズ蜻嶋、大和ノ道ゾ要ナリケル、  
(マ、)

(中略)

弘道館ノ歌、水府老公、

吾國ノソトモノ國ノソト迄モ、匂ヒ傳ヘヨ梅ノ花ゾノ、  
(コノ一首ハ、上欄  
外、横ニ書ク、)

文好ム木下陰ニ息テ、共語ン武夫ノ道、  
(ニ脱カ)

弘道、館前千樹梅、清香護都十分開、好レ文豈謂ノ無ニ威武ニ雪裡先占天下魁、

牛込 松平孫五郎 松平力之助

蝦夷等が頼む器ノ類カハ、吾敷洲ノ大和魂、

江幡春菴(江幡五郎ノ兄)

(中略、但シ次ニ春菴ノ辭世和歌一首ト、江幡童春、外ニ米澤儒  
壻千松ノコトヲ記スレド、本論ニ既收シタレバ略ス、参照)

内藤因幡守 (上、龍頭圖書モ、但シ陸奥湯  
長谷藩主内藤忠徳ニアタル)

名主 岩木江奈濱  
佐藤十三郎

右八幡公 (源義家) ヨリノ名主、  
(佐藤家記ノ俗説ノ儘  
ヲ聞書セシナラン、)

郡奉行 松崎市藏

玉山講義、附録、三冊、玉講附録トモ云、會津風土記、三子伊洛傳心録、二程治教録、

塔寺八幡寶物、義家公大鑑、同横笛、天禧年中奉納面四ツ、  
(喜)

(コ、ニ原本、豎ノ直  
線ヲ以テ區別ス、)

(上欄) コウシツ、  
(外、) コウシツ、  
會澤、今候ヨリ四代前恭定靈神ノ時、長沼流ノ兵家黒河内十次夫用ラル、是長沼流ノ興ル  
所以也、此時ノ御家老田中三郎平ト云、  
(但シ原本半  
枚終リ、)

(中略)

(上欄) 上杉ノ一、  
管窺武鑑、夏日舍人助伴ニ命ジテカ、シム、

(會津) 會津舊事雜考、四家合考、  
アシカヒノ蘆原ノ國ノ始ヨリ、天照マスマカミノ道、  
(保科) 中將正之公、

(コ、ニ) 豎直線ヲ以テ仕切ス、但シ次ノ文ハ「讀國」  
史「法云々」既ニ本論ニ採リタレバ、省ク、參照)  
降ル、  
會津郡南ノ山田嶋村、距都十里許、長沼盛秀居ル、蘆名家ノ附庸ナリ、伊達家ヨリ蘆名ヲ亡ス後、伊達家ヘ

(コ、ニ) 豎直線ヲ以テ仕切ス、但シ次ノ文ハ「讀國」  
史「法云々」既ニ本論ニ採リタレバ、省ク、參照)  
降ル、

(コ、ニ) 豎直線ヲ以テ仕切ス、但シ次ノ文ハ「讀國」  
史「法云々」既ニ本論ニ採リタレバ、省ク、參照)  
降ル、

(上欄) 水戸、嚴島神官佐伯氏、尤古義公時、毀寺二千八十區、先公又毀百餘區、(後文、始メ原本ソ)  
(陰、半枚ニ移ルソ)

(中略) 會津高津平藏所藏、古量、深二寸七分、廣五寸二分五厘、

(中略) 常州鹿島郡秋山村十八戸、十三ヤシ博徒、(後文、空白トモ三十)  
(四枚餘面ヲ略ス、)

撰の烈婦登波復讐紀事、碑文

八二、一 八九  
九七、九 三九  
一〇九、二 世(二字アリ)

一〇九、二 以前水戸朋黨の亂に際  
最近藩の政局に對

一一一、一一 歸藩す  
一四一、一五 略

一一五、七 略  
一二〇、三 略

一三四、二及三 支那か夫れとも阿米利加か英國か、ロシ  
ア等の漁夫が明瞭でない 何處か明瞭でないが、孰れは  
今の支那か滿洲の漁夫であつたらう

一四二、七 最大の 甚だ 用ひし、 費した。

同、八 松陰 彼れ

一六六、一四及一五 を、後項では格次と記してを  
は、平泉と號した初代の人であ

一六七、二 つた ちう

一九三、四 に、猛士ふ 猛士てふ

一九〇、四及一 (蓬髮生、尋イデ蓬頭子ノ初見ヲ七日ト  
シタレド、五日ナルベキコト、松陰ノ別文ニ據リ、初メ蓬  
頭子、次ギニ蓬髮生ノ誤リトスベシ)

二三九、一 機がないから、偽叙か追記か斷言出來  
ぬ。(以上ノ十七字ニ點削除)

二四一、四 ●(前後間ニ數々斯クノ如キ黒丸ノ現出

### 吉田松陰東北遊歴と其亡命考察(初版)大略 正誤表

○但シ句讀點ノ脱誤ハ略ス、又凡例ノ四項ニ述ベシ系圖  
及ビ年表ハ戦時下資料減ニ因ル組版至難ト、用紙不足ノ  
爲メ、遺憾ナガラコノ二篇ヲ速ニ削除スルノ止ムナキニ  
至レリ、ナホ再版ヲ俟チテ之ヲ補收スベシ、

目次(一頁)、二(行)	三九四	四七四
四、三	(一一)	(一一四二六)
本文二、六	敬親	慶親(以下之ニ倣フ)
五、一四	後世	當時
六、六	つた。	た。
七、五及六	しないが	してをり
同、八	あつたが	があり
同、九	は判明しない	も亦判明してをる
一一、一一	故	故に
二二、一一	右	字右
二六、五	杉	山
三九、一〇	入門し、増如川には見參に止め	試讀し、(増以下十字一點ヲ削除)
四六、一三	日本	世界
六〇、三	ザ	す
六六、六	由來	尤も
七八、一〇	頃岸御園と往來せる六七通の	

スルハ鉛版抑ヘノ釘頭ニツキ、肥事ニ關係ナシ  
 三二九、三 (助) 元彦  
 三六八、一 日本 京 元彦 (助)  
 三八三、九 (一九〇頁ノ條ト同ジ、参照)  
 三九三、九 を用猛の第五に算え 用猛の第五を  
 期し 二十四日 翌月の二十四日 彼れが(三字  
 削除)

昭和十九年七月十五日初版印刷  
 昭和十九年七月三十日初版發行

日本出版會承認  
 イ280567號  
 (112053 照林堂)  
 吉田松陰東北遊歴と其亡命考察



(三〇〇部)

定價八圓拾錢  
 査定番號一ノ五一禮

著者 諸根 樟  
 發行者 東京都神田區駿河臺三丁目九番地 南條 初五郎  
 印刷者 東京都京橋區新富町三丁目十七番地 笠井 重治  
 配給元 東京都神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

發行所 東京都神田區駿河臺三丁目九番地  
 共立出版株式會社  
 代表者 南條初五郎  
 會員番號 一〇七五二四  
 電話神田一五一八・二六二四



終